

# 大垣市第2次生活排水対策推進計画（上石津地域編）

令和3年3月

大 垣 市

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>生活排水対策推進計画の概要</b> .....	<b>1</b>
第 1 節	計画策定の趣旨 .....	1
第 2 節	計画の位置づけ .....	2
第 3 節	上位計画 .....	3
第 4 節	持続可能な開発目標（SDGs）との関連 .....	7
第 5 節	計画の期間 .....	8
<b>第 2 章</b>	<b>上石津地域の状況</b> .....	<b>9</b>
第 1 節	上石津地域の概要 .....	9
第 2 節	河川の水質の状況 .....	16
<b>第 3 章</b>	<b>前計画の実施状況及び実績</b> .....	<b>24</b>
第 1 節	前計画の実施状況 .....	24
第 2 節	前計画の目標に対する実績 .....	31
<b>第 4 章</b>	<b>生活排水対策の基本的な考え方</b> .....	<b>35</b>
第 1 節	基本理念 .....	35
第 2 節	基本方針 .....	36
第 3 節	基本目標 .....	37
第 4 節	施策体系図 .....	38

第5章 生活排水対策推進施策 ..... 40

第1節 健全な水循環の促進 ..... 40

第2節 水文化を守る環境にやさしい暮らし方の促進 ..... 42

第3節 汚濁負荷量の算定 ..... 46

第4節 計画のフォローアップ ..... 48

資 料

1 策定の経過 ..... 49

2 大垣市環境基本条例 ..... 50

3 大垣市環境審議会委員名簿 ..... 57

## 第1章 生活排水対策推進計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

生活排水対策推進計画は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づき、生活排水対策重点地域に指定された市町村が策定するもので、生活排水処理施設の整備や啓発事業を推進し、水質汚濁の改善を図るための計画です。

本市では、旧上石津町において、平成12年3月に牧田川流域が生活排水対策重点地域に指定され、平成14年3月に「上石津町生活排水対策推進計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。

計画策定後は、住民の協力のもとに生活排水対策を総合的かつ計画的に推進することにより、上石津地域の河川及び水路の生活排水による水質汚濁を防止してきました。

こうした中、前計画の計画期間が令和2年度で終了するため、計画の成果を踏まえ、前計画の内容を見直し、さらなる水質の改善を目指した生活排水対策の取り組みを推進するため、「大垣市第2次生活排水対策推進計画（上石津地域編）」を策定するものです。

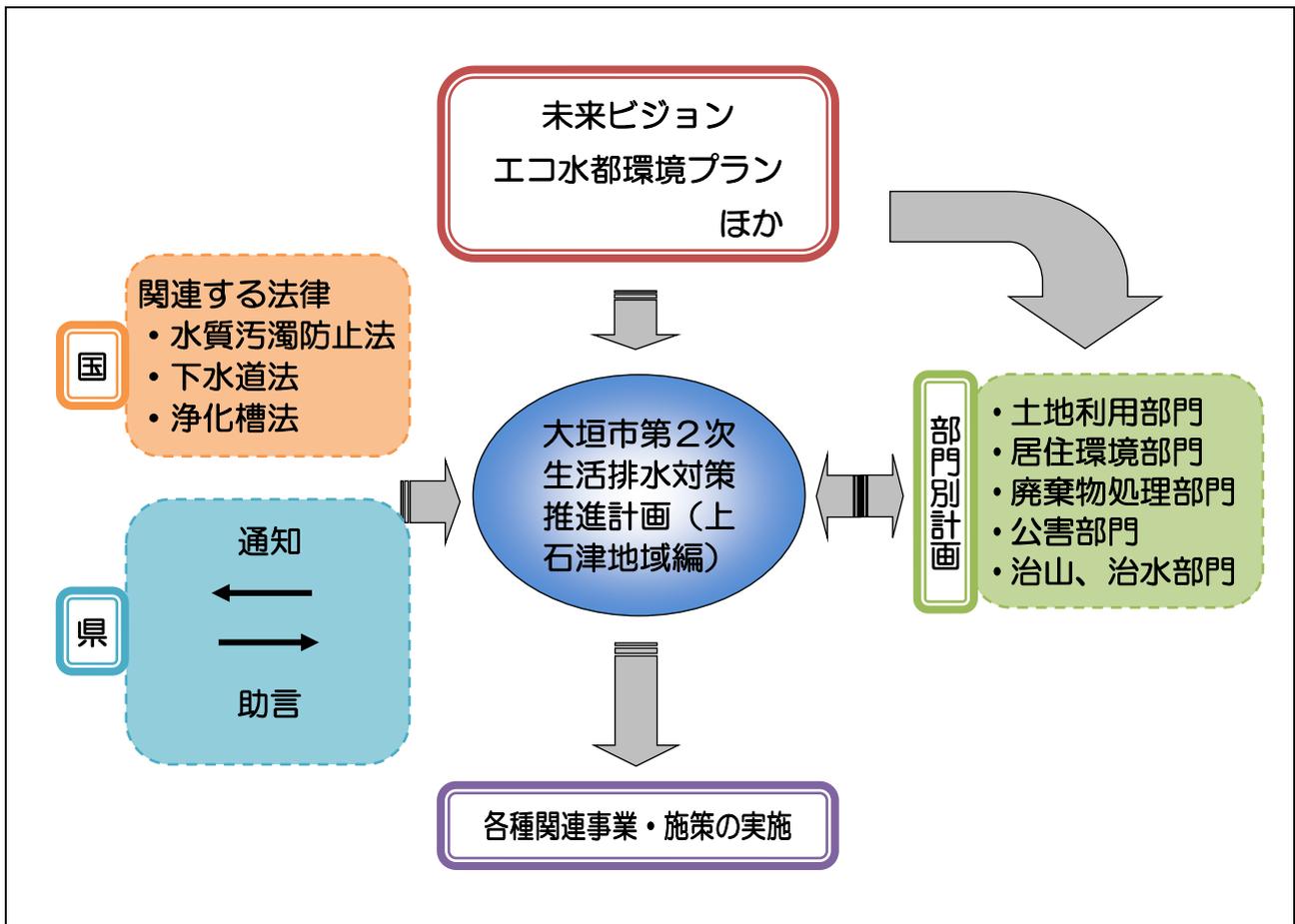
#### 〔上石津地域における生活排水対策重点地域の指定状況〕

指定年月日	指定流域	指定範囲
平成12年3月31日	牧田川流域	大垣市（上石津地域）、養老町、関ヶ原町

## 第2節 計画の位置づけ

この計画の策定にあたっては、上位計画である「大垣市未来ビジョン」をはじめ、国、岐阜県及び本市の生活排水関連計画との整合を図り、市関係各課との調整を経て策定しました。

〔計画の位置づけ〕



### 第3節 上位計画

この計画に関連する上位計画のうち、大垣市未来ビジョンや大垣市エコ水都環境プラン、上石津町特定環境保全公共下水道基本計画、大垣市生活排水処理基本計画の概要及び生活排水対策に関する事項は、以下のとおりです。

#### 1 大垣市未来ビジョン

平成29年12月に策定した「大垣市未来ビジョン第1期基本計画」では、現代の子どもたちが主役となる30年後の本市のあるべき姿として「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」とする未来都市像を定めています。

また、その未来都市像を実現するために、未来都市像を構成するまちの姿を「未来のピース」として定め、未来のピースごとに各分野における施策を位置づけています。

生活排水に関する事項については、未来ピース1「みんなが住みやすいまち（都市基盤）」、④「水道・下水道分野」の施策として「下水道の整備」を掲げ、「2022年の下水道普及率91.5%」とする目標を設定しており、下水道の普及を促進し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るとともに、下水道施設の長寿命化や耐震化などを計画的に推進することとしています。

また、未来ピース3「みんなが安心するまち（生活環境）」、⑤「生活環境分野」の施策として「環境保全の推進」を掲げ、「2022年の大気・水質・騒音環境基準達成率93.0%」とする目標を設定しており、大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音、振動などの公害の未然防止や、ハリヨ、ホテルなどが生息できる自然環境の保全に努めることとしています。

さらに、⑥「廃棄物分野」の施策として「生活排水対策の推進」を掲げ、「2022年度の生活排水処理率88.9%」とする目標を設定しており、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換の促進を図るとともに、処理汚泥の資源化の検討などにより、最終処分量の削減を図ることとしています。

〔大垣市未来ビジョンにおける未来のピース及び各分野の位置づけ〕

未来ピース	分野
1 みんなが住みやすいまち (都市基盤)	① 土地利用・市街地、② 住生活、③ 景観・公園・緑化、④ 水道・下水道、⑤ 総合交通・道路、⑥ 移住・定住、⑦ 情報通信
2 みんなが元気なまち (産業振興)	① 産業、② 商業、③ 農業、④ 森林・林業、⑤ 観光、⑥ 労働
3 みんなが安心するまち (生活環境)	① 治水、② 防災、③ 消防・救急、④ 生活安全、⑤ 生活環境、⑥ 廃棄物
4 みんながあたたかいまち (健康・福祉・人権)	① 健康、② 医療、③ 地域福祉、④ 障がい者(児)福祉、⑤ 高齢者福祉、⑥ 社会保障、⑦ 人権、⑧ 男女共同参画・多文化共生
5 みんなが成長するまち (人づくり)	① 子育て支援、② 青少年健全育成、③ 学校教育、④ 生涯学習、⑤ 生涯スポーツ、⑥ 文化振興
6 みんなが主役のまち (市民協働)	① 市民協働、② 行政経営

## 2 大垣市エコ水都環境プラン（第3期環境基本計画）

本市では、平成12年3月に「ハリンコが泳ぎ、ホテルが舞う水都・大垣」を市の望ましい環境像とする大垣市環境基本計画を策定し、平成21年3月に社会経済情勢の変化などに伴い見直しを行い、環境基本計画改定版を策定しました。

また、平成25年3月には、環境基本計画改定版の後期計画を策定し、これらの計画の行動計画として「エコ水都アクションプラン」を平成21年3月に第1次計画、平成25年3月に第2次計画を策定し、様々な環境施策を実施してきました。

これらの計画が平成29年度で終了したため、平成30年3月に、エコ水都アクションプランを包含した「大垣市エコ水都環境プラン」（第3期環境基本計画）を策定し、引き続き様々な環境施策を実施しています。

水質汚濁防止に関する事項については、「自然共生～自然とともにいきる快適なまちにします～」を基本目標とし、「2027年度の公共用水域（河川）の環境基準達成率（BOD）100%」を個別目標として設定して、水質汚濁防止に関する取り組みを推進しています。

### 〔大垣市エコ水都環境プランにおける水質汚濁防止の取り組み〕

#### 【施 策】

- ① 河川の水質を把握し、必要な水質浄化対策をすすめます。
- ② 公共下水道の普及促進と下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。
- ③ 工場・事業場排水の監視の充実を図ります。
- ④ ブルーリバー作戦など水を汚さないための生活の知恵の普及・啓発をすすめます。

#### 【市民・事業者の取り組み】

- ・ 家庭や事業所において下水道への切り替えや合併処理浄化槽への転換をすすめます。（市民・事業者）
- ・ 河川などの水質異常を見かけた場合は、行政に情報提供します。（市民・事業者）
- ・ 工場排水の浄化設備等の監視体制を拡充し、自主的な監視体制の強化を図ります。（事業者）
- ・ 水質浄化の技術開発や情報提供など、水質浄化に努めます。（事業者）
- ・ 炊事、洗濯、入浴など普段の生活において水を汚さない工夫を実践します。（市民）
- ・ 飲食店など水をよく使う事業所においては、水を汚さない工夫を行います。（事業者）

### 3 上石津町特定環境保全公共下水道基本計画

旧上石津町では、平成4年度に「上石津町特定環境保全公共下水道基本計画」を策定し、地形の状況から北部、中部、南部の3処理区に分け、それぞれ平成20年度を計画目標年次とし、「特定環境保全公共下水道」を整備する方針を定めました。

このうち北部処理区では平成12年5月から、中部処理区では平成17年4月から供用が開始されています。

また、南部処理区では計画の見直しを行い、農業集落排水事業として位置づけられ、平成15年5月から供用が開始されました。

### 4 大垣市生活排水処理基本計画

平成28年3月に策定した「大垣市一般廃棄物処理基本計画（大垣市生活排水処理基本計画）」では、下水道の整備や下水道区域外の合併処理浄化槽への転換・普及促進を基本方針とし、「平成32年度の生活排水処理率93.9%、平成37年度の生活排水処理率99.6%」とする目標を設定しています。

## 第4節 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

2015年の国連サミットでは、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。

SDGsは、先進国、途上国すべての国を対象に、経済、社会、環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17の目標とその課題ごとに設定された169の達成基準から構成されています。

この計画では、SDGsの17の目標のうち、目標6「すべての人々に水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」、目標13「気候変動及びその影響を軽減するために緊急対策を講じる」、目標14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」などの達成に寄与するものです。

### 〔SDGsの17の目標〕



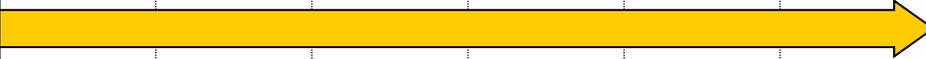
## 第5節 計画の期間

この計画は令和元年度を基準年度とし、令和3年度から22年度までの20年間を計画期間とします。

また、令和12年度を中間目標年度、計画期間の最終年度である令和22年度を目標年度とします。

なお、計画期間内に関連する法令や制度の変更により水環境を取り巻く情勢が大きく変化した場合は、計画を見直すものとします。

### 〔計画の期間〕

	R2 2020	R3 2021	~	R12 2030	~	R22 2040
第2次生活排水対策推進計画(上石津地域編)	策定					
未来ビジョン						

## 第2章 上石津地域の状況

### 第1節 上石津地域の概要

#### 1 自然的条件

##### (1) 地理的・地形的特徴

本市は、伊勢湾に発達した濃尾平野の北西部に位置し、面積206.52km<sup>2</sup>、人口約16万人を擁する電子部品、窯業、プラスチック製品等の産業を中心とした県下第二の都市です。

平成18年3月の市町村合併により、東に墨俣地域、南西に上石津地域が位置しています。

大垣及び墨俣地域は、岐阜県三大河川である揖斐川や長良川に隣接し、多くの河川が網目状に流れる水郷地帯となっています。

また、自噴帯に位置していることから、古くから「水の都」と呼ばれています。

上石津地域は、東西を標高800m前後の養老山地や鈴鹿山脈に囲まれ、盆地となっている中央を牧田川が南北に流れる緑豊かな里山地域です。

#### 〔大垣市の位置及び標高図〕



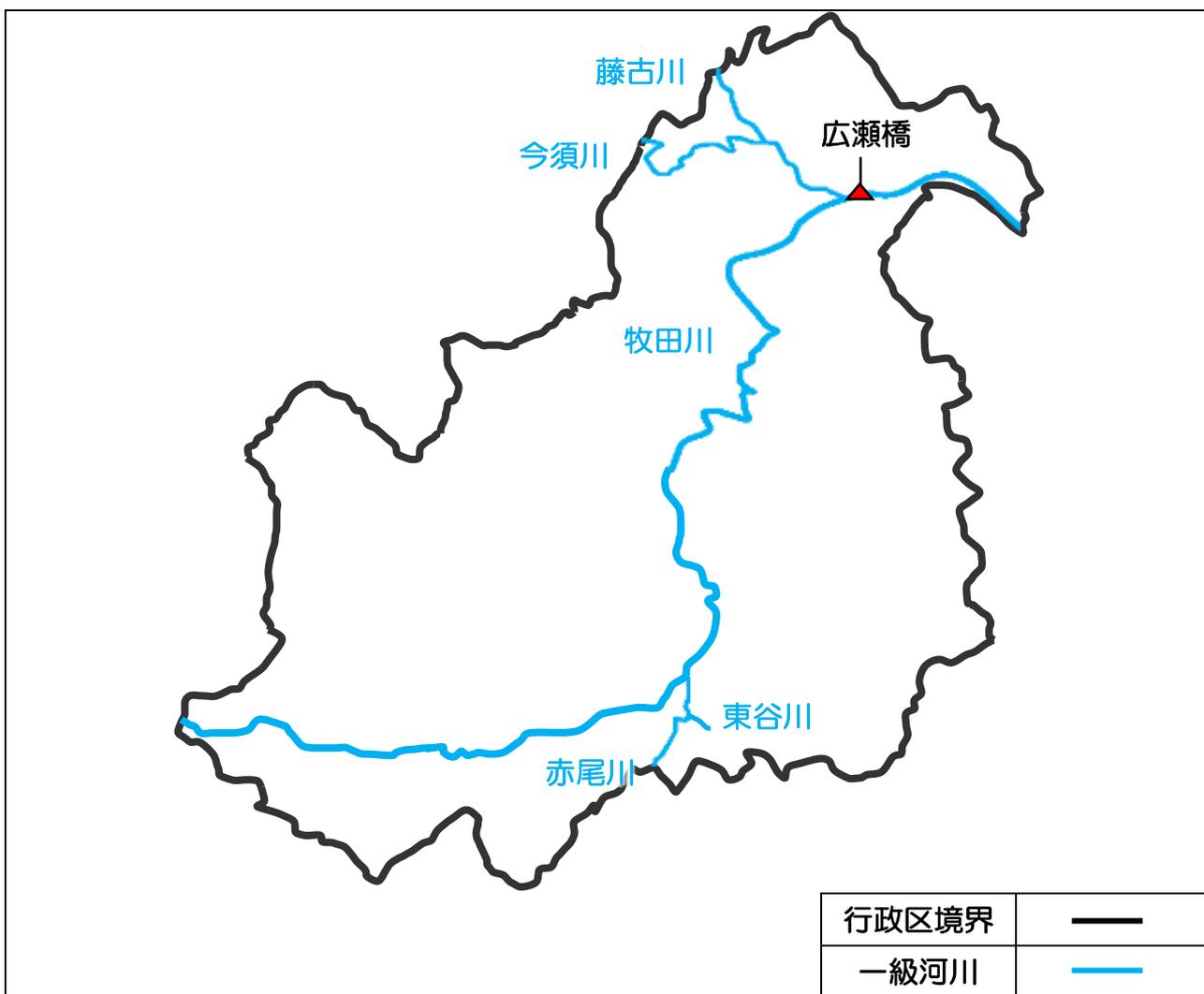
出典：国土地理院

(2) 河川

上石津地域を流れる主な河川等の概略及び河川環境基準水域類型指定状況は、以下のとおりです。

広大な山林と中小河川が特徴であり、中央部を貫流している一級河川牧田川やその支川である一級河川藤古川等、5つの河川によって、地形勾配を利用した自然排水がなされています。

〔上石津地域の主要河川等の概略図〕



〔上石津地域の河川環境基準水域類型の指定状況〕

水域	類型
牧田川（広瀬橋より上流）	AA（平成11年4月1日指定）

## 2 社会的条件

### (1) 人口・世帯数

#### ① 全 市

本市の人口及び世帯数の推移は、以下のとおりです。

本市の人口はゆるやかに減少しており、5年間で1,034人(0.64%)減少し、世帯数は年々増加しており、5年間で2,732世帯(4.25%)増加しています。

このため、1世帯当たりの人口は年々減少しており、5年間で0.12人(4.76%)減少し、世帯規模の縮小が進んでいます。

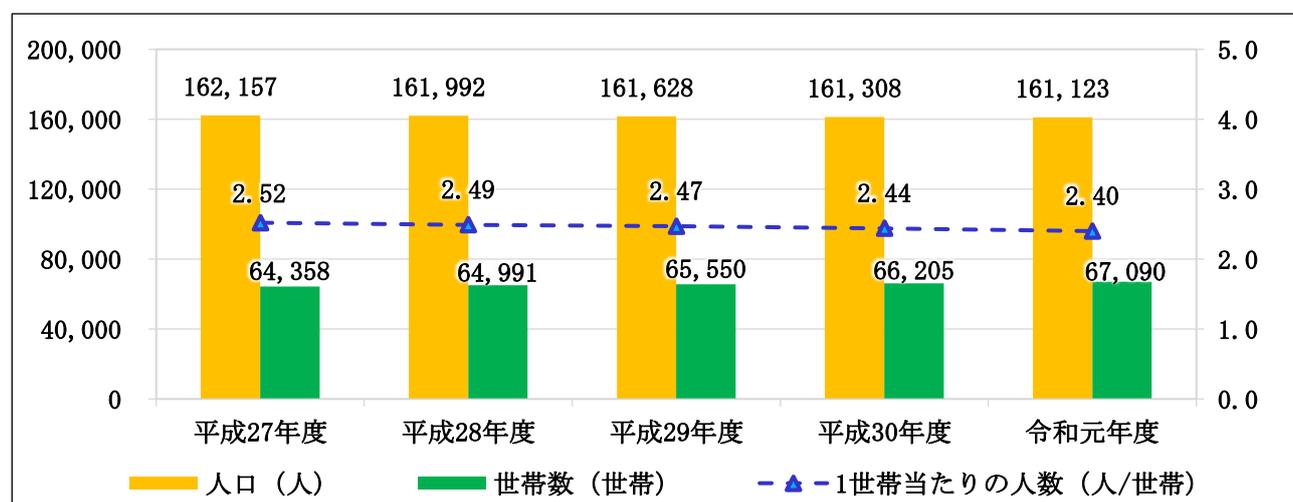
#### 【本市の人口及び世帯数】

区分	人口(人)			世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人口 (人/世帯)
	総数	男	女		
平成27年度	162,157	78,993	83,164	64,358	2.52
平成28年度	161,992	78,968	83,024	64,991	2.49
平成29年度	161,628	78,847	82,781	65,550	2.47
平成30年度	161,308	78,742	82,566	66,205	2.44
令和元年度	161,123	78,776	82,347	67,090	2.40

各年度3月31日現在

資料：窓口サービス課

#### 【本市の人口及び世帯数の推移】



② 上石津地域

上石津地域の人口及び世帯数の推移は、以下のとおりです。

上石津地域の人口は年々減少しており、5年間で411人（7.15%）減少し、世帯数はほぼ横ばいで推移しています。

このため、1世帯当たりの人口は年々減少しており、5年間で0.21人（7.32%）減少しています。

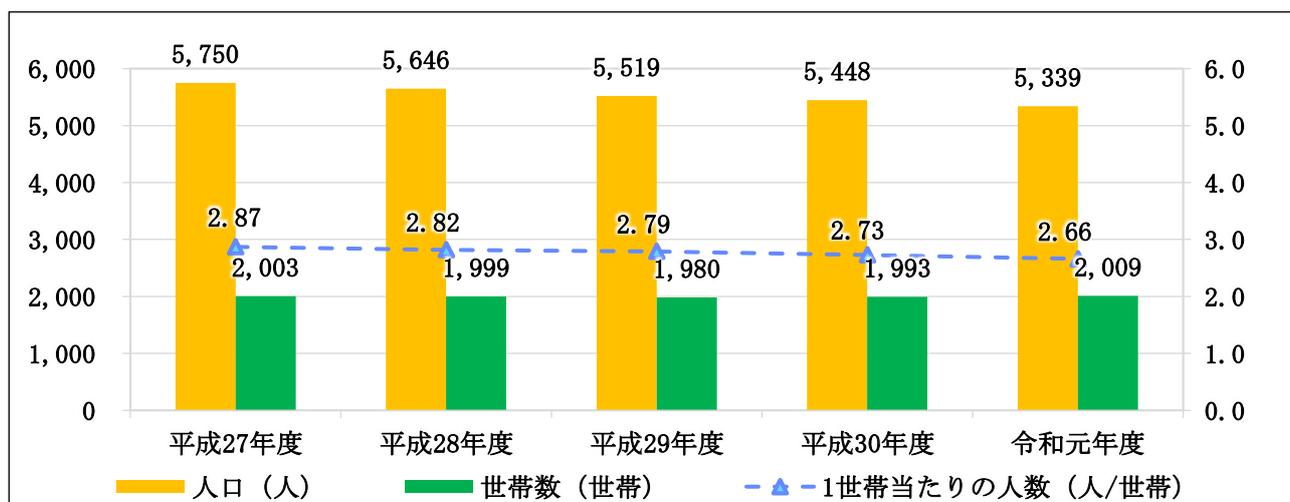
〔上石津地域の人口及び世帯数〕

区分	人口（人）			世帯数 （世帯）	一世帯当たりの人口 （人/世帯）
	総数	男	女		
平成27年度	5,750	2,769	2,981	2,003	2.87
平成28年度	5,646	2,715	2,931	1,999	2.82
平成29年度	5,519	2,641	2,878	1,980	2.79
平成30年度	5,448	2,597	2,851	1,993	2.73
令和元年度	5,339	2,552	2,787	2,009	2.66

各年度3月31日現在

資料：窓口サービス課

〔上石津地域の人口及び世帯数の推移〕



## (2) 水利用

### ① 簡易水道

上石津地域の簡易水道事業は、給水区域1,550ha、計画給水人口5,950人、浄水場8か所で、自然流下式とポンプ加圧式により給水する計画です。

簡易水道給水状況は、以下のとおりであり、一人一日平均配水量は、ほぼ横ばいで推移しています。

事業運営の効率化、合理化を図り、一体的に整備するため、上石津北部地区の簡易水道及び飲料水供給施設は、平成23年3月に牧田簡易水道、一之瀬和田簡易水道及び平井飲料水供給施設を上石津北部簡易水道に統合する認可を受けています。

また、上石津南部地区の簡易水道及び飲料水供給施設は、平成28年3月に多良簡易水道、西山簡易水道、時簡易水道及び延坂飲料水供給施設を上石津南部簡易水道に統合する認可を受けています。

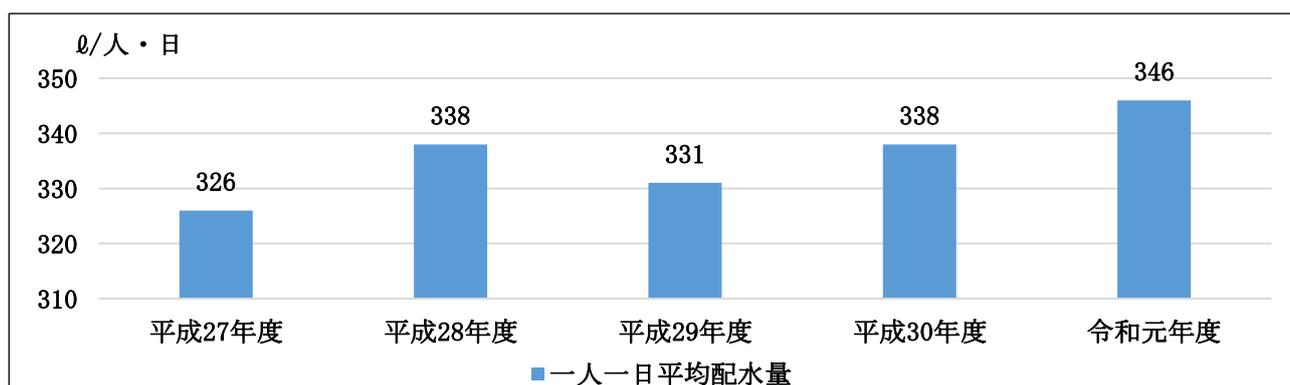
#### 〔上石津地域の簡易水道の給水状況〕

区分	給水人口 (人)	年間 総配水量 ( $\text{m}^3$ )	一日平均 配水量 ( $\text{m}^3$ )	一人一日 平均配水量 ( $\ell/\text{人}\cdot\text{日}$ )	給水区域 人口 (人)	普及率 (%)
平成27年度	5,740	686,163	1,874	326	5,750	99.8
平成28年度	5,636	696,012	1,907	338	5,646	99.8
平成29年度	5,509	666,672	1,826	331	5,519	99.8
平成30年度	5,438	670,204	1,836	338	5,448	99.8
令和元年度	5,329	675,631	1,846	346	5,339	99.8

各年度3月31日現在

資料：水道課

#### 〔上石津地域の簡易水道の一人一日平均配水量の推移〕



## ② 下水道・農業集落排水処理施設・小規模集合排水処理施設

下水道等の目的には、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全等があり、安全・安心で快適な市民生活を確保する上で、なくてはならない都市基盤施設です。

大垣地域では、昭和29年度から公共下水道事業に着手しており、墨俣地域では、平成25年3月に供用開始しました。

上石津地域では、おおむね特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業などで整備されています。

また、令和元年度の上石津地域の下水道等普及の状況は、以下のとおりであり、行政区画人口は5,339人、処理区域人口は5,111人となっており、下水道等普及率は95.7%、水洗化率は87.9%となっています。

## 〔上石津地域の下水道普及・水洗化の状況〕

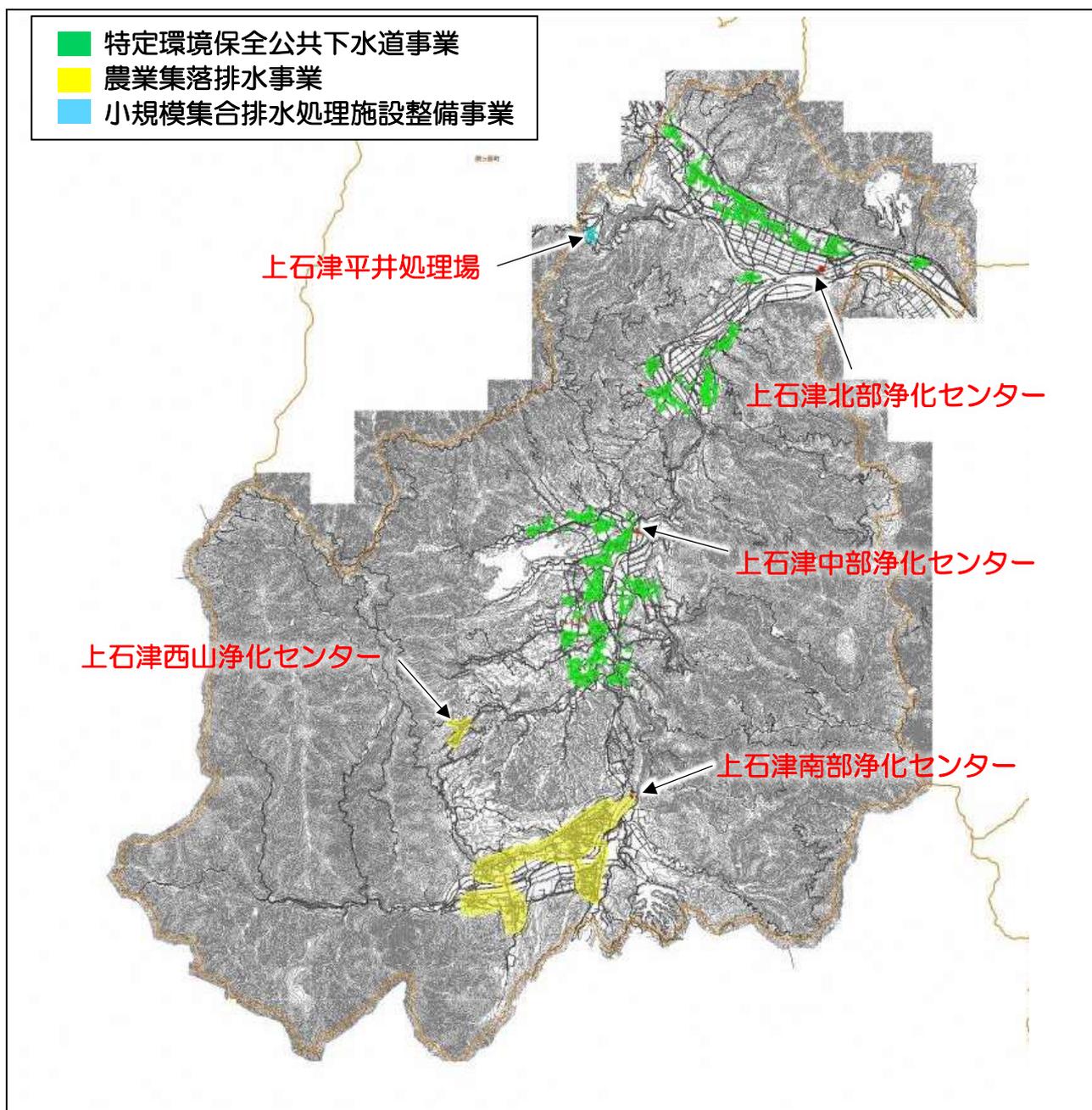
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
行政区画面積 (ha)	12,338	12,338	12,338	12,338	12,338
行政区画人口(人)(A)	5,750	5,646	5,519	5,448	5,339
行政区画世帯数(世帯)	2,003	1,999	1,980	1,993	2,009
事業計画区域面積(ha)	330.3	330.3	330.3	330.3	330.3
処理区域面積 (ha)	205.3	205.3	205.3	205.3	205.3
処理区域人口(人)(B)	5,465	5,411	5,291	5,223	5,111
処理区域世帯数(世帯)	1,835	1,857	1,841	1,855	1,864
水洗化人口(人)(C)	4,794	4,749	4,626	4,581	4,495
水洗化世帯数(世帯)	1,463	1,398	1,386	1,395	1,389
普及率(%) (B/A)	95.0	95.8	95.9	95.9	95.7
水洗化率(%) (C/B)	87.7	87.8	87.4	87.7	87.9

※ 浄化槽を除く

各年度3月31日現在

資料：下水道課

〔上石津地域の下水道関連事業区域図〕



資料：下水道課

## 第2節 河川の水質の状況

## 1 河川の環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、国において「生活環境の保全に関する環境基準」と「人の健康の保護に関する環境基準」について設定されています。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川の利用目的によりAA～E類型の6段階に区分されており、それぞれpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の5項目について基準値が定められています。

## 〔水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準〕

区分	基準値					該当河川
	水素イオン濃度 pH	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l)	浮遊物質 SS (mg/l)	溶存酸素量 DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	
AA	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	50以下	牧田川
A	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下	—
B	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5,000以下	—
C	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—	—
D	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—	—
E	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—	—

資料：環境省

## 〔水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準項目〕

## 1 pH（水素イオン濃度）

溶液中の水素イオン濃度を表す指標です。

7を中性とし、7より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性といいます。

一般的に河川の表流水はpH7付近です。

## 2 BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水などの有機物による汚濁の程度を表すものです。

水中に含まれている有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量をいい、この値が大きいほど、汚れが大きいことを示します。

## 3 SS（浮遊物質）

水中に浮遊している不溶性の物質の量で、水の濁りの原因となります。

## 4 DO（溶存酸素量）

水中に溶けている酸素の量です。

汚れの大きい水中では微生物によって消費される酸素の量が大きいため、溶存酸素量は少なくなります。

溶存酸素は水の浄化作用や生き物にとって重要なものです。

## 5 大腸菌群数

水中に含まれる大腸菌群の数を指します。

人や家畜の体内の大腸菌がし尿に混入して流れこむのが主な原因であり、検出される菌の有無や量から、汚染の程度が判断されます。

## 2 河川水質調査結果

上石津地域を流れる河川は、いくつもの中小河川が牧田川に流入しています。

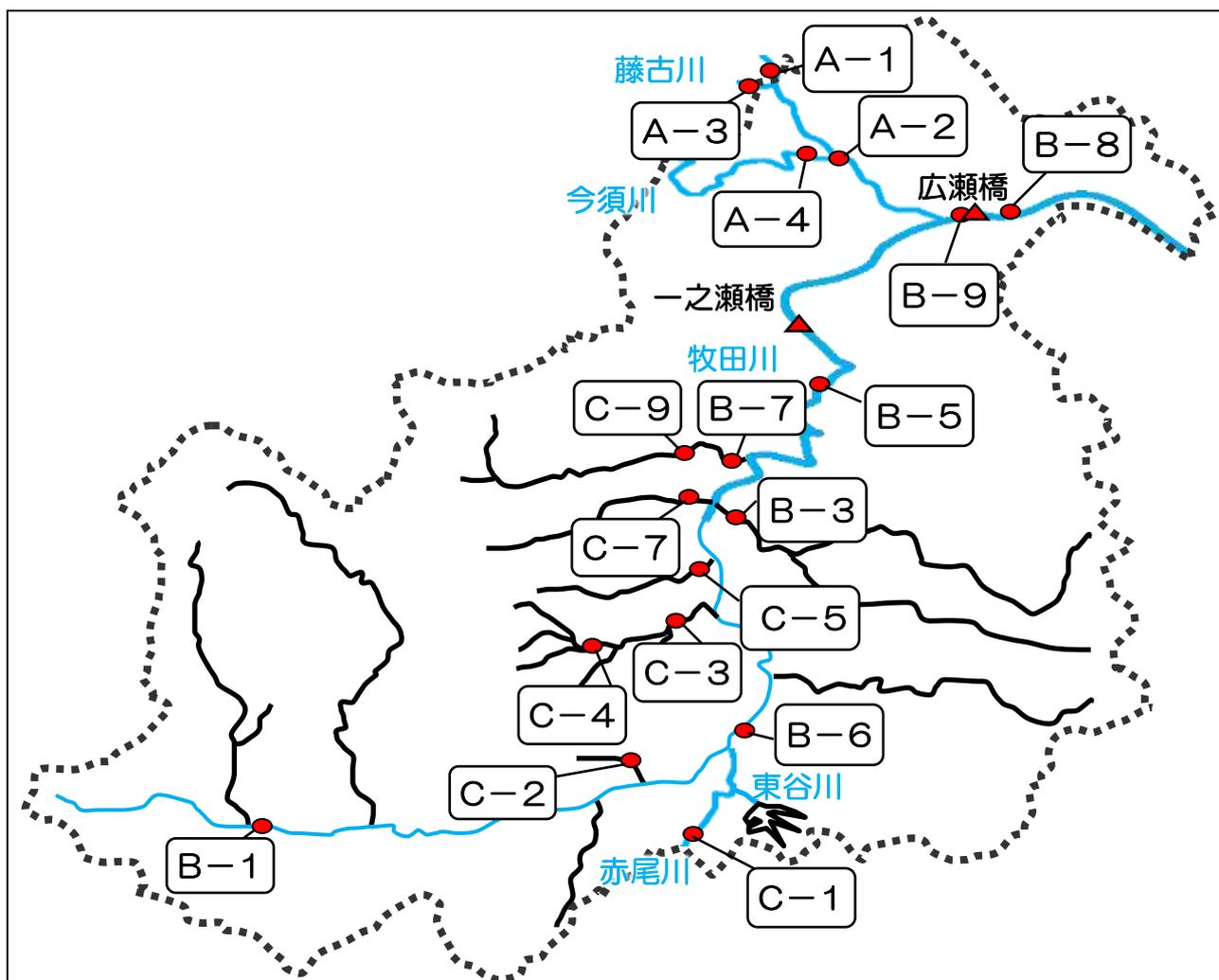
牧田川は、広瀬橋より上流が環境基準値AA類型に、広瀬橋より下流がA類型に指定されており、この牧田川の水質を把握することを目的として、岐阜県が一之瀬橋に観測地点を設置し、監視しています。

また、本市も上石津地域に18か所の観測地点を設置しています。

### 〔上石津地域の河川水質調査地点〕

地点No.	調査地点	水域類型
A-1	梨ノ木川橋南	(AA)
A-2	藤古川と今須川合流点下流	(AA)
A-3	梨ノ木川と藤古川合流点上流の藤古川	(AA)
A-4	藤古川と今須川合流点上流の今須川	(AA)
B-1	時山集落上流	AA
B-3	三谷川と牧田川合流点の三谷川	(AA)
B-5	多良峡	AA
B-6	南部浄化センター排水口下流	—
B-7	中部浄化センター排水口下流	—
B-8	北部浄化センター排水口下流	—
B-9	広瀬橋	AA
C-1	赤尾川	(AA)
C-2	谷川	(AA)
C-3	堂木谷川	(AA)
C-4	北堂木谷川	(AA)
C-5	須谷川	(AA)
C-7	加竜谷川	(AA)
C-9	鍛冶屋川	(AA)

〔上石津地域の河川水質調査地点位置図〕



環境基準の対象であり水質汚濁の目安となるBOD、SS、DO及び大腸菌群数について、岐阜県及び本市が実施している調査結果を以下に取りまとめました。

※ SS、DO及び大腸菌群数は年平均値、BODは75%値を示します。

BODの75%値とは、BODの年間測定結果が環境基準に適合しているか評価する際に用いる値です。

BODは、公共用水域が通常の状態（河川にあっては低水流量以上流量）にあるときの測定値によって判断することになっています。

しかしながら、通常の状態か否かの把握は非常に困難であるため、測定された年間データのうち75%以上のデータが基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなすことになっています。

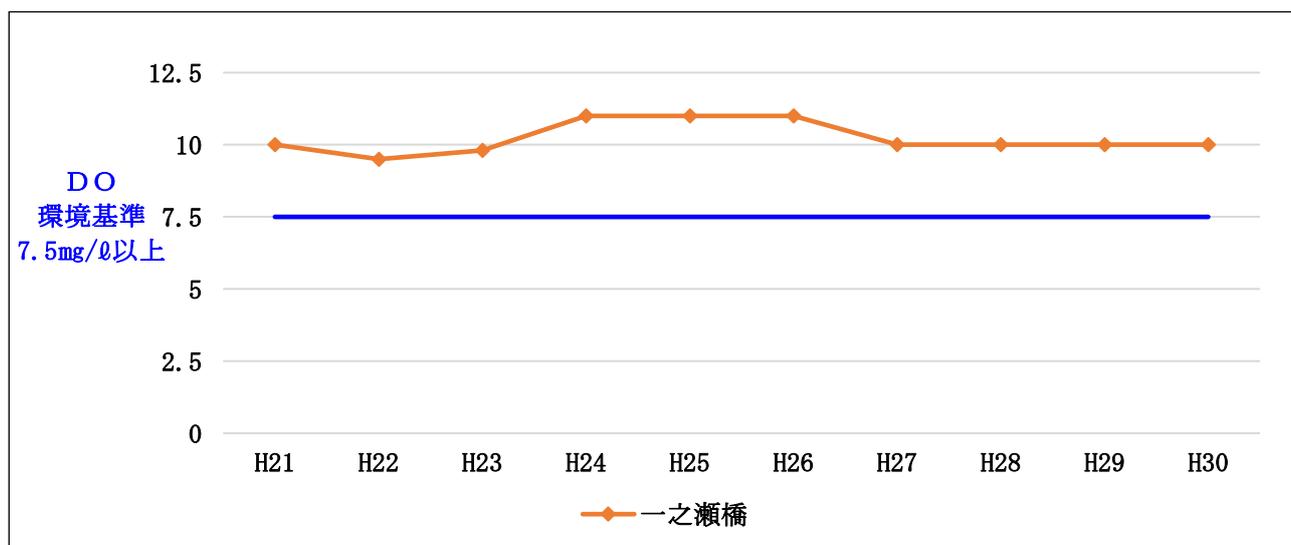
例えば、月1回の測定データがある場合、水質の良い値から1年間分12個を並べた時、水質の良い値から9番目の値を75%値といい、この値が環境基準を満足していれば、環境基準地点において環境基準に適合しているとされています。

(1) 岐阜県が実施した河川水質調査結果

① DO（溶存酸素量）

岐阜県が実施した河川水質DOの推移は、以下のとおりです。  
過去10年間において、DOの環境基準を達成しています。

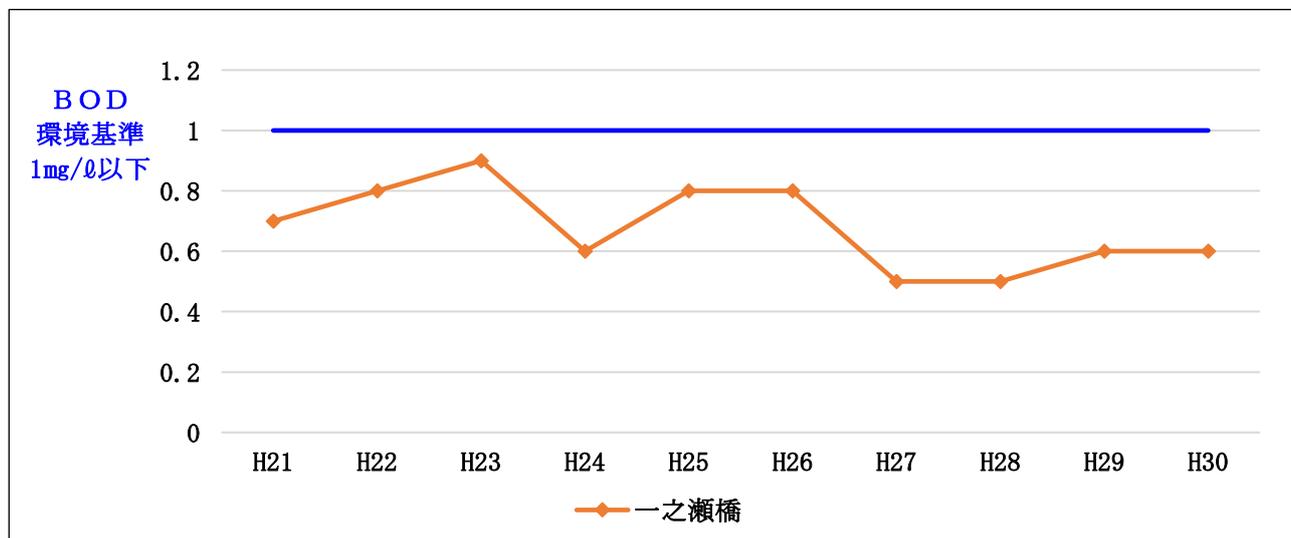
〔DOの推移（一之瀬橋：AA類型）〕



② BOD（生物化学的酸素要求量）

岐阜県が実施した河川水質BODの推移は、以下のとおりです。  
過去10年間において、BODの環境基準を達成しています。

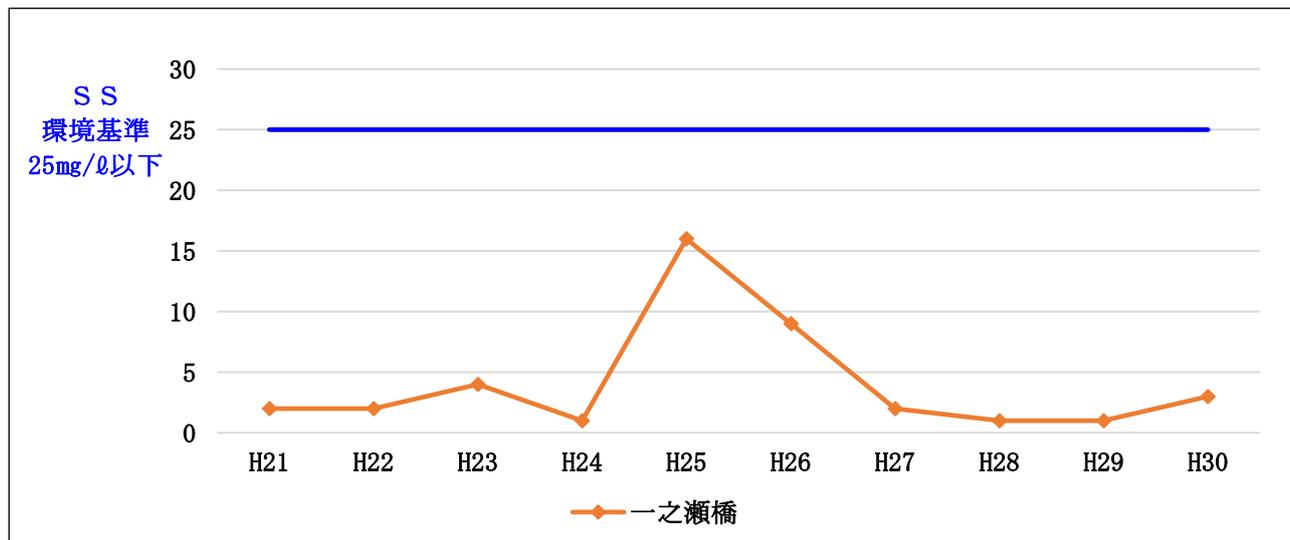
〔BODの推移（一之瀬橋：AA類型）〕



## ③ SS（浮遊物質）

岐阜県が実施した河川水質SSの推移は、以下のとおりです。  
過去10年間において、SSの環境基準を達成しています。

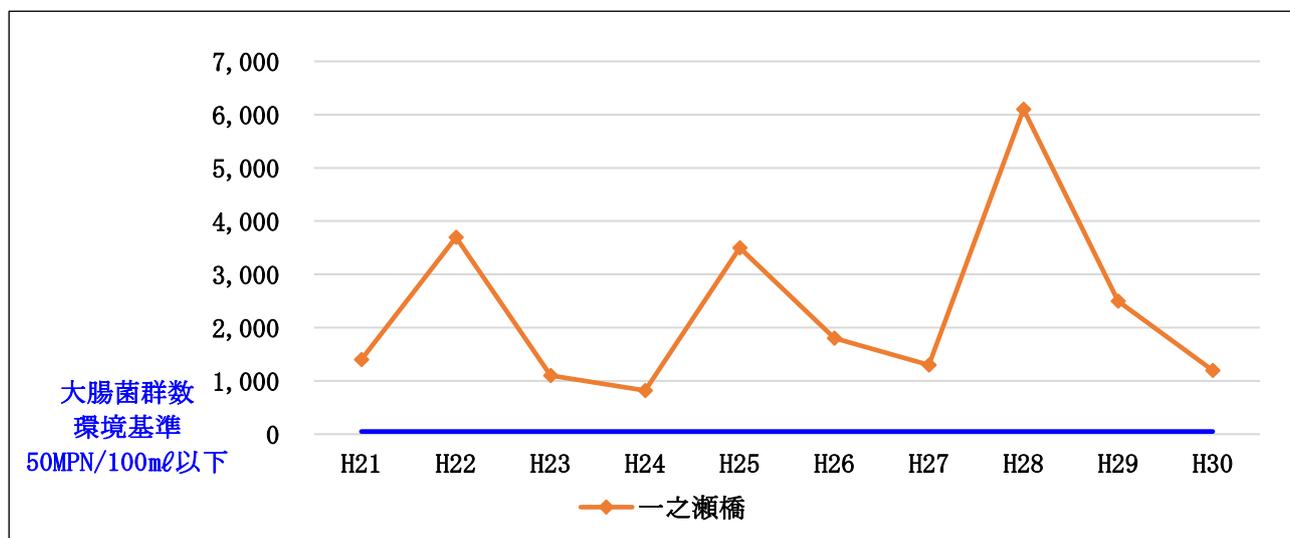
## 〔SSの推移（一之瀬橋：AA類型）〕



## ④ 大腸菌群数

岐阜県が実施した河川水質大腸菌群数の推移は、以下のとおりです。  
過去10年間すべての地点において、環境基準を超過しており、基準値50MPN/100mℓの20倍を超える年がほとんどです。

## 〔大腸菌群数の推移（一之瀬橋：AA類型）〕

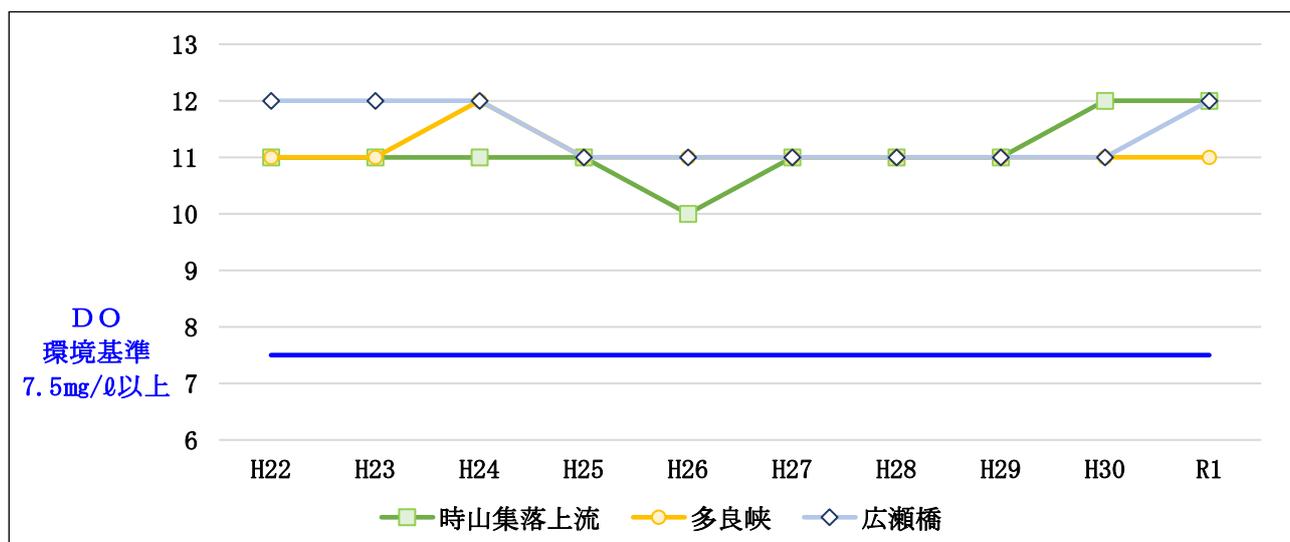


(2) 本市が実施した河川水質調査結果

① DO（溶存酸素量）

本市が実施した河川水質DOの推移は、以下のとおりです。  
過去10年間において、DOの環境基準を達成しています。

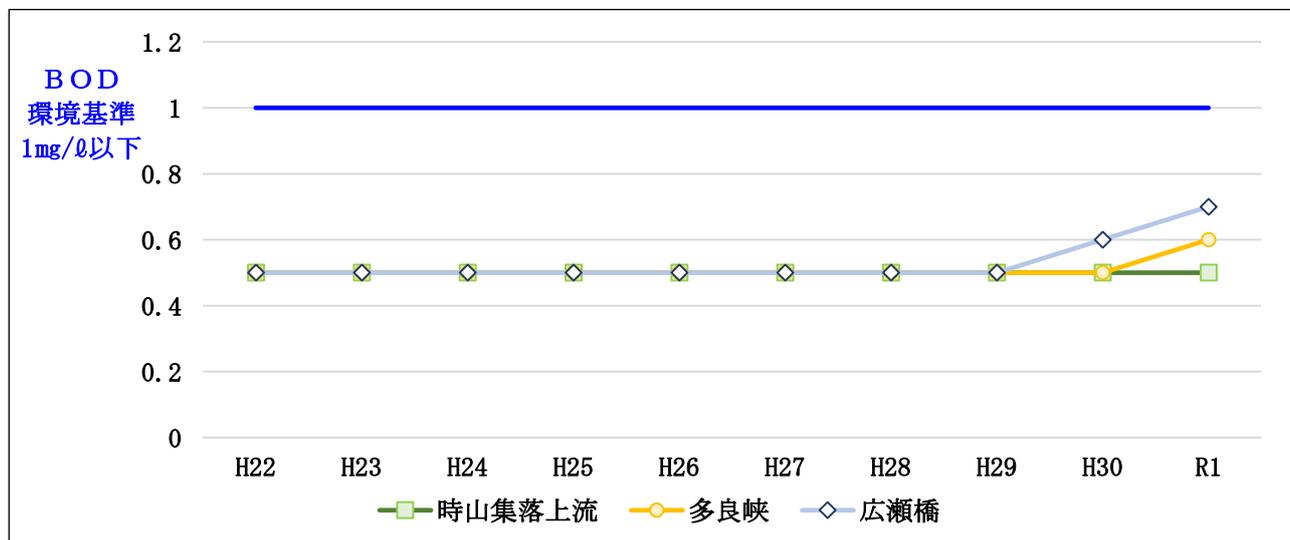
〔上石津地域のDOの推移（AA類型）〕



② BOD（生物化学的酸素要求量）

本市が実施した河川水質BODの推移は、以下のとおりです。  
過去10年間において、BODの環境基準を達成しています。

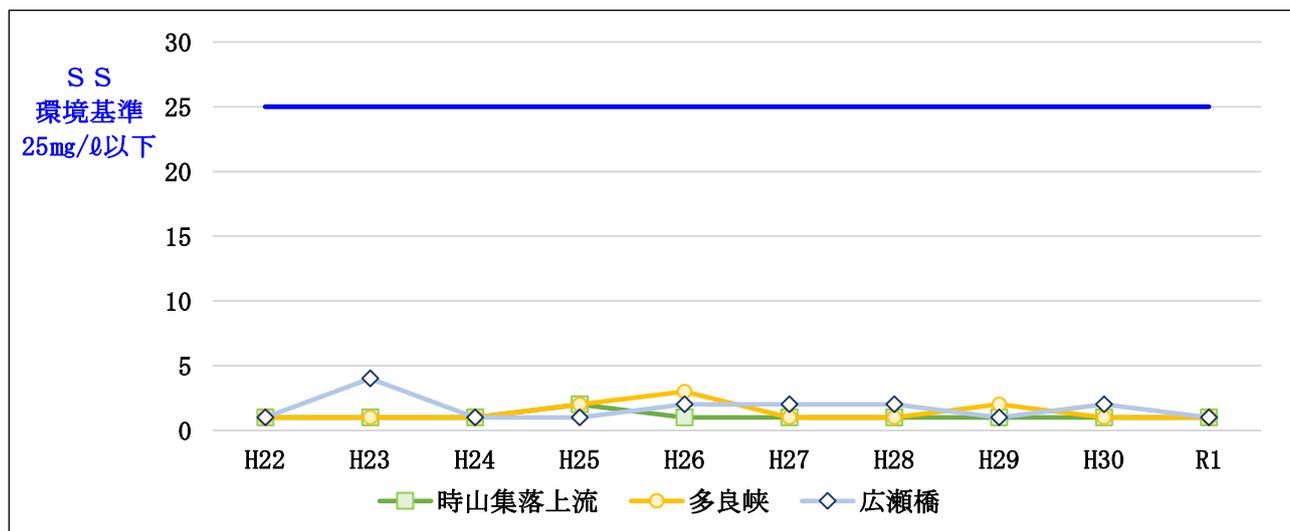
〔上石津地域のBODの推移（AA類型）〕



③ SS（浮遊物質）

本市が実施した河川水質SSの推移は、以下のとおりです。  
過去10年間に於いて、SSの環境基準を達成しています。

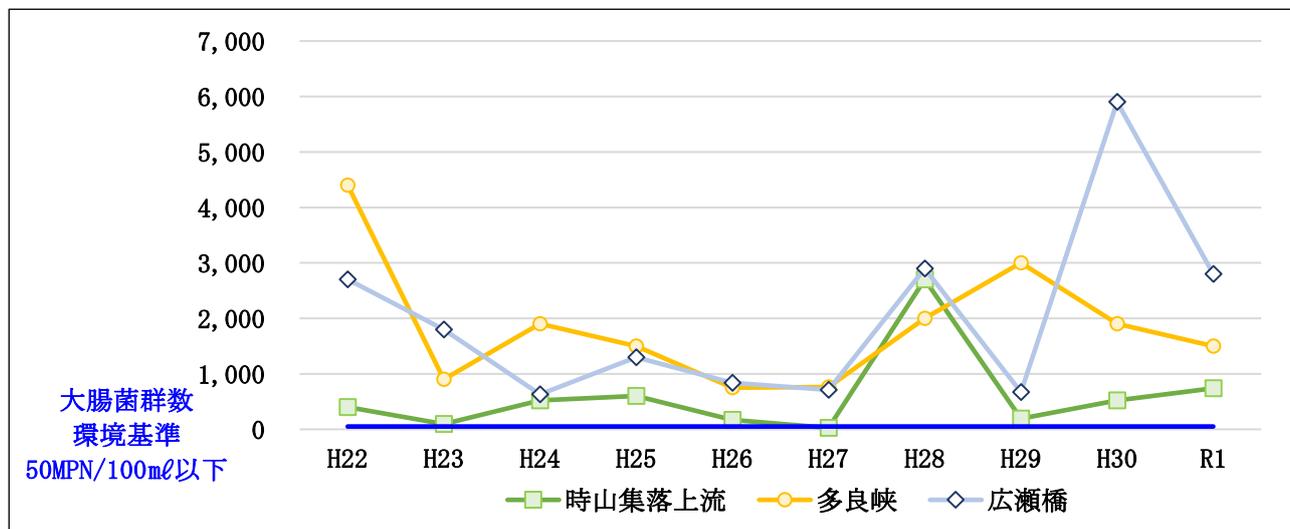
〔上石津地域のSSの推移（AA類型）〕



④ 大腸菌群数

本市が実施した河川水質大腸菌群数の推移は、以下のとおりです。  
過去10年間に於いて、平成27年度の時山集落上流を除いたすべての地点で環境基準を超過しています。

〔上石津地域の大腸菌群数の推移（AA類型）〕



## 第3章 前計画の実施状況及び実績

### 第1節 前計画の実施状況

#### 1 処理施設の整備

上石津地域の生活排水処理施設の整備状況は、以下のとおりです。

#### 〔上石津地域の生活排水処理施設の整備状況〕

処理施設	施設名	供用開始年月日
集合処理		
特定環境保全公共下水道	上石津北部浄化センター	平成12年5月8日
	上石津中部浄化センター	平成17年4月1日
農業集落排水処理施設	上石津西山浄化センター	平成9年11月1日
	上石津南部浄化センター	平成15年5月20日
小規模集合排水処理施設	上石津平井処理場	平成15年5月10日
個別処理		
合併処理浄化槽	単独処理浄化槽から随時転換	
単独処理浄化槽		

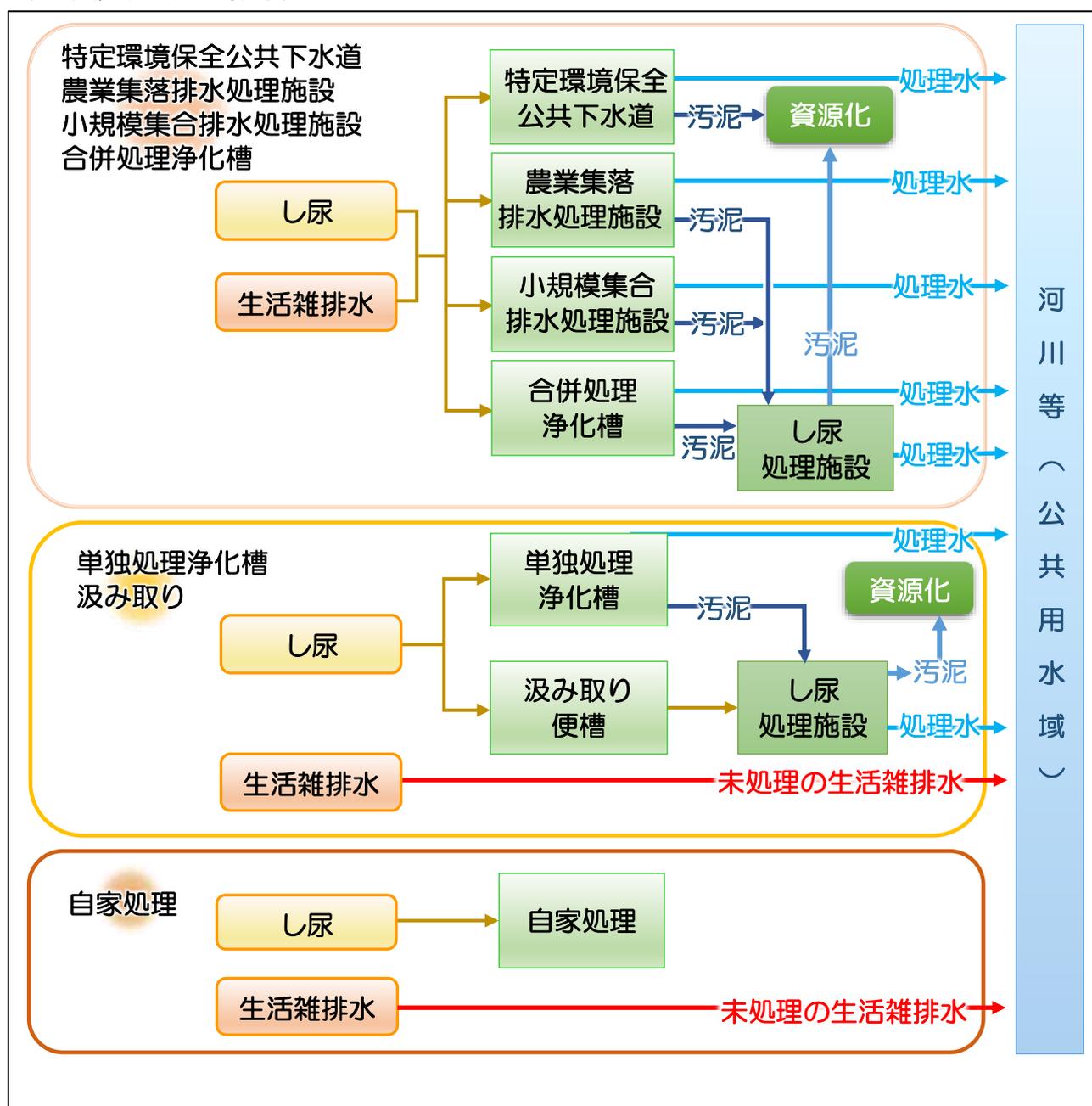
(1) 生活排水の処理体系

上石津地域における生活排水の処理体系は、以下のとおりです。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水をあわせて処理をしている施設は、集合処理施設（特定環境保全公共下水道や農業集落排水処理施設等）及び個別処理施設として家庭や団地等の敷地内に設置した合併処理浄化槽があります。

これらの施設で処理している人口は約90%で、残りは未処理の生活雑排水をそのまま河川等に排出しており、水質汚濁の一因になっています。

〔生活排水の処理体系〕



※ 生活雑排水とは、生活排水のうち、し尿を除いたもののことです。

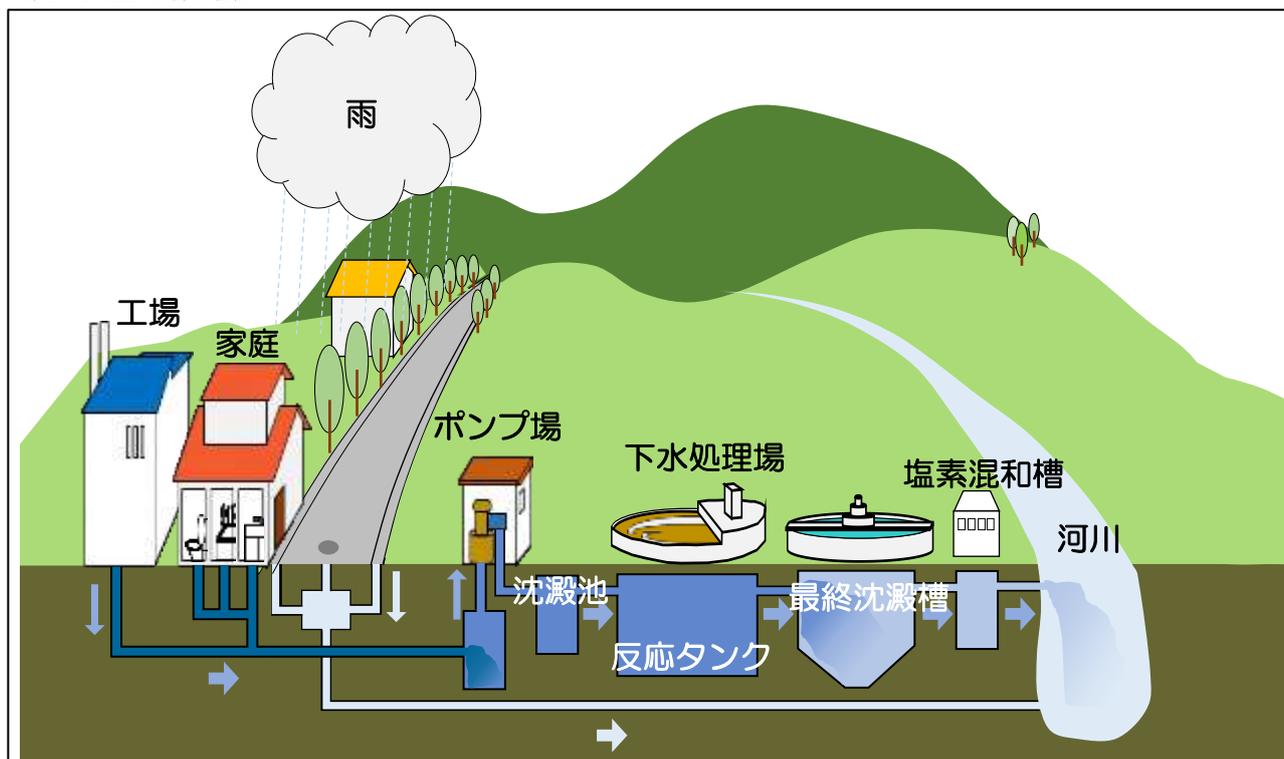
## (2) 生活排水処理施設

### ① 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、家庭の台所や水洗トイレ、風呂、工場、事業所から出る汚れた水を道路下に埋設された下水道管に流して処理場に集め、処理した後にきれいな水として川に流す施設です。

上石津地域の下水道は、北部処理区が平成5年12月に事業認可を取得して、平成12年5月に供用を開始し、次に、中部処理区が平成13年3月に事業認可を得て、平成17年4月に供用を開始しました。

#### 〔下水道の概略〕



## 〔上石津地域の特定環境保全公共下水道の概要〕

項目		北部処理区	中部処理区
施設名		上石津北部浄化センター	上石津中部浄化センター
所在地		上石津町牧田3521番地2	上石津町下多良164番地1
計画処理人口		2,060人	1,410人
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	家庭	711	486
	工場	131	75
	地下水	107	73
	計	949	634
処理能力		1,600m <sup>3</sup> /日	1,200m <sup>3</sup> /日
水処理方法		オキシデーショondiッチ法	オキシデーショondiッチ法
汚泥処理方法		汚泥濃縮→機械脱水→場外搬出	機械脱水→場外搬出
放流水質		BOD:15mg/ℓ、T-N:20mg/ℓ、 T-P:2.5mg/ℓ	BOD:15mg/ℓ、T-N:20mg/ℓ、 T-P:2.5mg/ℓ
放流先		ぬくい川	鍛冶屋川

## ② 農業集落排水処理施設

農村部では小さな集落が分散していることが多いため、下水道よりも小さい数集落単位の規模で汚水を集め、処理して農業用水路や河川に流しています。

上石津地域では、西山処理区及び南部処理区において、整備されています。

## 〔上石津地域の農業集落排水処理施設の概要〕

項目	西山処理区	南部処理区
施設名	上石津西山浄化センター	上石津南部浄化センター
所在地	上石津町西山334番地1	上石津町下山1210番地
計画処理人口	150人	1,770人
計画汚水量	49.5m <sup>3</sup> /日最大	584.1m <sup>3</sup> /日最大
処理能力	40.5m <sup>3</sup> /日平均	478m <sup>3</sup> /日平均
水処理方式	接触ばっ気方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
汚泥処理方式	濃縮→貯留→場外搬出	濃縮→貯留→場外搬出

### ③ 小規模集合排水処理施設

小規模な集合処理施設を整備することが効率的な場合に実施されています。  
上石津地域では、平井処理区に整備されています。

#### 〔上石津地域の小規模集合排水処理施設の概要〕

項目	平井処理区
施設名	上石津平井処理場
所在地	上石津町牧田265番地2
計画処理人口	70人
処理能力	22m <sup>3</sup> /日平均
水処理方式	沈殿分離＋接触ばっ気方式
汚泥処理方式	沈殿→場外搬出

### ④ 合併処理浄化槽

浄化槽には、し尿しか処理しない単独処理浄化槽と、台所やお風呂から排水される生活雑排水をし尿とあわせて処理できる合併処理浄化槽の2種類があります。

浄化槽の設置については、「岐阜県浄化槽の設置に関する指導要領」により、平成10年度から新たに設置する浄化槽は、すべて合併処理浄化槽として指導されています。

また、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の改正により平成13年度から単独処理浄化槽の新規設置ができなくなりました。

本市では、合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の保全を図ることを目的として、下水道事業計画区域外において合併処理浄化槽を設置する個人で、補助金交付条件を満たす場合に、その費用の一部を補助しています。

## 2 普及啓発事業

生活排水処理施設の整備が完了するまでの間の取り組みとして、河川の水質改善や水環境保全のために、ブルーリバー作戦等の普及啓発活動に取り組みました。

### (1) 台所排水などの発生源対策の普及啓発

岐阜県と本市では、家庭でできる生活排水対策を「ブルーリバー作戦」と名づけ、啓発活動を行っています。

本市においては、台所での対策として調理くずや油などの流出防止、洗濯や入浴時での対策として洗剤の適正利用や残り湯の再利用、その他の対策として浄化槽の適正管理など家庭内での生活排水対策について、広報おおがきや市ホームページ等によって市民に普及啓発を行ってきました。

#### 〔ブルーリバー作戦とは〕

家庭の生活排水で汚れた川をきれいにする運動のことです。

生活排水によってもたらされる水の汚れは、市民一人ひとりが生活排水対策に心がけるとともに、廃油回収、清掃活動に積極的に参加することで、ずいぶん改善することができます。

#### あなたもできる【四い心がけ】

- ◆ 流さない 水切りネットや ごみかごで
- ◆ 流さない 廃油回収 再利用
- ◆ 流さない 洗剤・シャンプー 適量に
- ◆ 流さない ペットボトルも 空きかんも

## (2) 廃食用油の回収

家庭で使用した食用油をそのまま台所の排水口から流すと、河川を汚す大きな原因となるばかりでなく、排水管を詰まらせ、悪臭の原因にもなるため、上石津地域の8か所に回収ステーションを設置し、廃食用油の回収を行いました。

また、回収した油は、バイオディーゼル燃料（BDF）や石けんの材料として有効利用しました。

### 〔廃食用油収集量、BDF製造量、石けん製造量の推移〕

年度	収集量 (ℓ)			BDF 製造量 (ℓ)	石けん 製造量 (kg)
	上石津地域 回収量	クリーンセン ター供給量	計		
平成29年度	1,555	1,435	2,990	2,736	648
平成30年度	1,330	1,560	2,890	2,736	648
令和元年度	1,410	1,330	2,740	2,736	648

## (3) 水環境保全の推進

水環境の保全に関する意識向上には環境教育が非常に重要であることから、本市では、各小中学校での取り組みや自然保護団体の活動推進に加え、水生生物調査（カワゲラウオッチング事業）やふるさと生き物調査隊などの実践的な活動を進めてきました。

上石津地域では、毎年小学校の児童がカワゲラウオッチングに参加しています。

身近な河川に棲む生物を調査することを通じて河川の水質を知り、あわせて河川清掃や家庭排水の調査等も行うことで、総合的な環境学習を行っています。

また、ふるさと生き物調査隊は毎年夏季に開催しており、令和元年度のふるさと生き物調査隊には、67人が参加しました。

参加者は、牧田川に棲む水生生物の調査と川の水環境について考え、川辺のごみ拾いを実施するなど、環境学習に取り組みました。

## 第2節 前計画の目標に対する実績

前計画で定めた目標の達成状況は、以下のとおりです。

## 〔前計画の目標と実績〕

目標	実績		目標
	平成12年度	令和元年度	令和2年度
牧田川（一之瀬橋）水質環境基準			
pH	7.6	7.4～7.8	6.5～8.5
DO	11.0	10.0	7.5mg/ℓ以上
BOD	0.9	0.9	1mg/ℓ以下
SS	1	1.6	25mg/ℓ以下
大腸菌群数	1,300	2,100	50MPM/100mℓ以下
生活排水処理率（％）			
特定環境保全公共下水道	8.2	65.8	—
農業集落排水処理施設	1.3	17.6	—
小規模集合排水処理施設	0	0.8	—
合併処理浄化槽	0	5.8	—
計	9.4	90.0	100

※ 令和元年度における牧田川（一之瀬橋）水質環境基準の実績値は速報値です。

## 1 牧田川（一之瀬橋）水質環境基準

前計画の目標水質に設定された牧田川の水質測定結果は、以下のとおりです。

すべての地点において、大腸菌群数以外の項目については環境基準を達成しています。

なお、大腸菌群数の環境基準超過については、自然由来の大腸菌が影響を与えていることが考えられます。

### 〔牧田川（一之瀬橋）の水質調査結果〕

区分	H12年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	環境基準 AA類型
水素イオン濃度 (pH)	7.1 ～8.0	7.3 ～8.4	7.3 ～8.4	7.2 ～8.0	7.2 ～8.6	7.3 ～7.8	6.5 ～8.5
生物化学的酸素 要求量(BOD) (mg/ℓ)	0.8	0.8	0.5	0.5	0.6	0.6	1以下
浮遊物質 (SS)(mg/ℓ)	1	9	2	1	1	3	25以下
溶存酸素量 (DO)(mg/ℓ)	11	11	10	10	10	10	7.5以上
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	1,300	1,800	1,300	6,100	2,500	1,200	50以下

※ BOD値は75%値、それ以外は年次平均値を示します。

## 2 生活排水処理施設等の整備状況

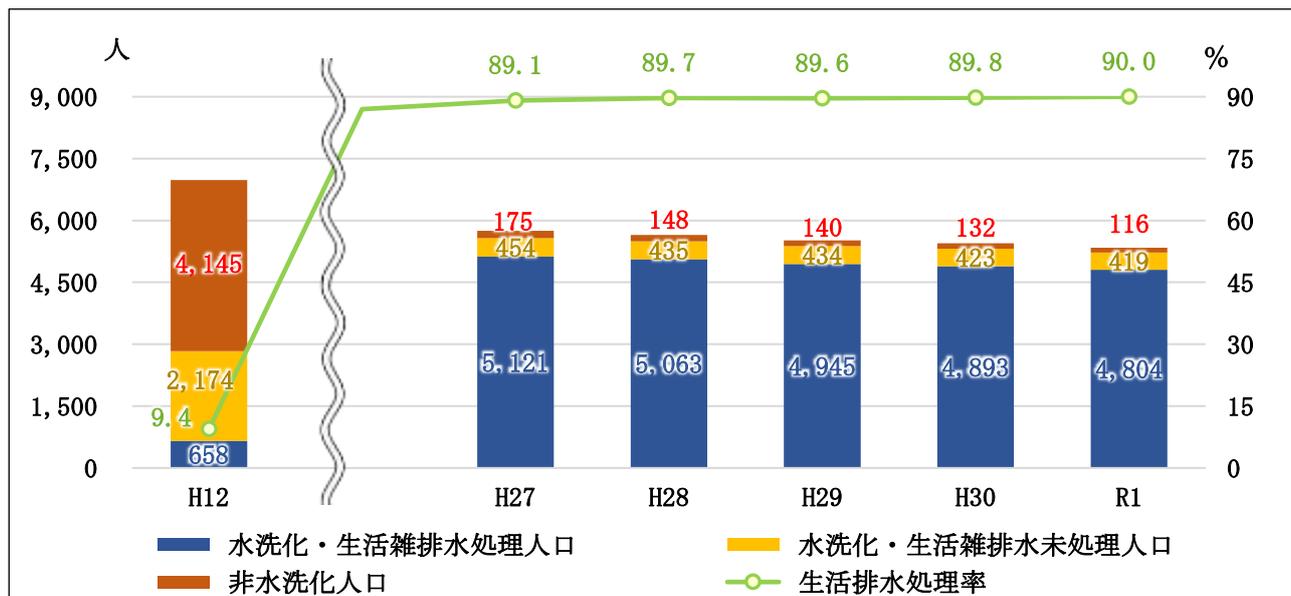
生活排水による水質汚濁を軽減するため、特定環境保全公共下水道等の整備を進め、上石津地域の下水道等普及率は、令和2年3月末現在で95.7%に達しており、これにより、平成12年度には9.4%であった生活排水処理率が、令和元年度には90.0%に向上しました。

## 〔処理形態別人口の比較〕

区分	実績値						目標値
	H12年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
行政区域人口（人）	6,977 (100%)	5,750	5,646	5,519	5,448	5,339 (100%)	7,400 (100%)
水洗化・生活雑排水 処理人口	658 (9.4%)	5,121	5,063	4,945	4,893	4,804 (90%)	7,400 (100%)
特定環境保全公 共下水道人口	570 (8.2%)	3,745	3,708	3,613	3,570	3,514 (65.8%)	5,290 (71.5%)
農業集落排水処 理施設人口	88 (1.3%)	1,004	1,000	973	969	939 (17.6%)	1,910 (25.8%)
小規模集合排水 処理施設人口	0 (0%)	45	41	40	42	42 (0.8%)	110 (1.5%)
合併処理浄化槽 収集人口	0 (0%)	327	314	319	312	309 (5.8%)	90 (1.2%)
水洗化・生活雑排水 未処理人口（人）	2,174 (31.2%)	454	435	434	423	419 (7.8%)	0 (0%)
単独処理浄化槽 収集人口	2,174 (31.2%)	454	435	434	423	419 (7.8%)	0 (0%)
非水洗化人口（人）	4,145 (59.4%)	175	148	140	132	116 (2.2%)	0 (0%)
し尿収集人口（汲 み取り便槽）	4,145 (59.4%)	156	132	126	119	103 (1.9%)	0 (0%)
自家処理人口		19	16	14	13	13 (0.2%)	0 (0%)
生活排水処理率（%）	9.4	89.1	89.7	89.6	89.8	90.0	100.0

※ 生活排水処理率（%）＝生活排水処理人口/区域人口×100

〔処理形態別人口の推移〕



## 第4章 生活排水対策の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

日々の生活や事業活動の中で使用している水を未処理のまま生活雑排水として流すことは、河川等を汚染し、環境に悪影響を与える一因となっています。

本市では、平成12年3月に策定した大垣市環境基本計画から現計画である大垣市エコ水都環境プランまで、継続して望ましい環境像「ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う水都・大垣」を掲げ、水質汚濁の防止に関する取り組みを推進してきました。

豊かな自然を継承し、この環境像を実現するためには、生活排水対策を推進し、良好な水環境を創出するとともに、将来にわたりその環境を保全していくことが重要になってきます。

そこで、エコ水都環境プランに示されている「自然とともにいきる快適なまち」を基本理念として掲げ、その実現のために取り組んでいきます。

## 第2節 基本方針

基本理念の実現のため、以下に示す基本方針のもと、市民、事業者、行政の3者が一体となって、それぞれの施策を実行していきます。

- 1 健全な水循環の促進
- 2 水文化を守る環境にやさしい暮らし方の促進

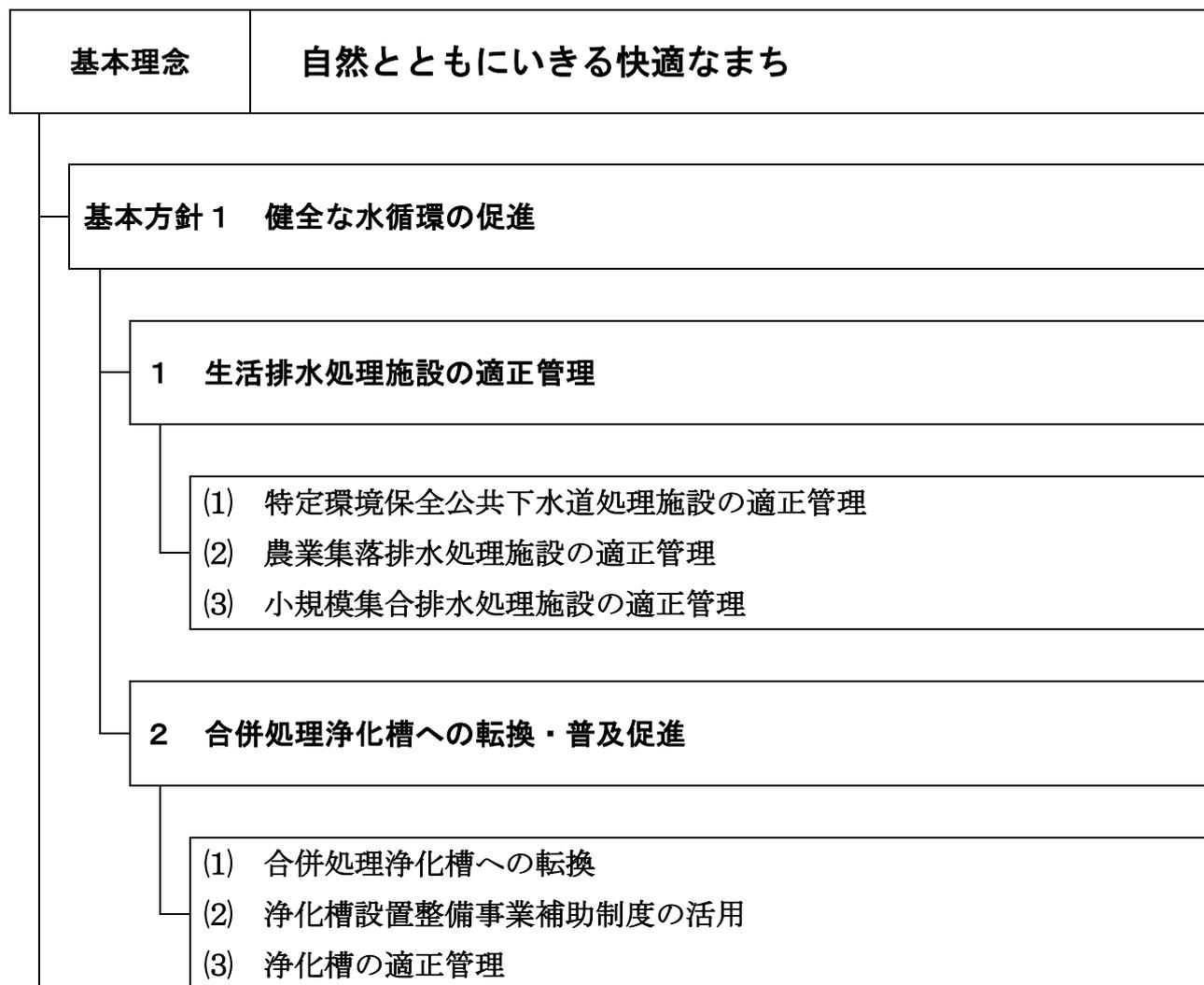
### 第3節 基本目標

以下の2つを基本目標として、計画の進行管理を行います。

- 1 生活排水処理率100%
- 2 牧田川（一之瀬橋）水質環境基準AA類型の維持

## 第4節 施策体系図

この計画に掲げる基本理念に基づき、基本目標を実現するため、今後20年間の施策を以下のように定めて、上石津地域の生活排水対策を実施することとします。



**基本方針2 水文化を守る環境にやさしい暮らし方の促進**

**1 家庭でできる生活排水対策の促進（ブルーリバー作戦の継続）**

- (1) 台所での対策
- (2) 洗濯・入浴時の対策
- (3) その他の対策

**2 水環境に関する意識の高揚**

- (1) 環境教育の推進
- (2) 環境情報の提供

**3 その他水質改善策の推進**

- (1) 水質のモニタリング
- (2) 廃食用油の回収

**4 関連部局の調整・近隣市町との協力**

## 第5章 生活排水対策推進施策

### 第1節 健全な水循環の促進

#### 1 生活排水処理施設の適正管理

##### (1) 特定環境保全公共下水道処理施設の適正管理

上石津地域の特定環境保全公共下水道は、地形の条件によって北部処理区と中部処理区に分け、処理を行っています。

北部処理区の汚水は「上石津北部浄化センター」で、中部処理区の汚水は「上石津中部浄化センター」で処理し、処理水を河川に放流しています。

安定した水質の処理水を河川に放流し、公共用水域の水質保全を図るために、各浄化センターの維持管理を適正に行っていきます。

##### (2) 農業集落排水処理施設の適正管理

上石津地域の農業集落排水処理施設は、西山処理区と南部処理区において処理を行っています。

西山処理区の汚水は「上石津西山浄化センター」で、南部処理区の汚水は「上石津南部浄化センター」で処理し、処理水を河川に放流しています。

安定した水質の処理水を河川に放流し、公共用水域の水質保全を図るために、各浄化センターの維持管理を適正に行っていきます。

##### (3) 小規模集合排水処理施設の適正管理

上石津地域の小規模集合排水処理施設は、平井処理区において処理を行っています。

平井処理区の汚水は「上石津平井処理場」で処理し、処理水を河川に放流しています。

安定した水質の処理水を河川に放流し、公共用水域の水質保全を図るために、処理場の維持管理を適正に行っていきます。

## 2 合併処理浄化槽への転換・普及促進

### (1) 合併処理浄化槽への転換

特定環境保全公共下水道等の計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。

### (2) 浄化槽設置整備事業補助制度の活用

本市では、合併処理浄化槽を設置する個人で、補助金交付条件を満たす場合に、その費用の一部を補助しています。

今後は、この補助制度のさらなる活用により、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進めていきます。

また、現状の浄化槽設置整備事業補助金の概要は、以下のとおりで、より効果的な補助制度のあり方について検討し、必要に応じて制度の見直しを行っていきます。

#### 〔浄化槽設置整備事業補助金の概要〕

設置人槽	補助限度額
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	93万9,000円
21～30人槽	147万2,000円
31～50人槽	203万7,000円

※ 既設の単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する場合、既設浄化槽の撤去費は、上限9万円、宅内配管の工事費は、上限30万円です。

### (3) 浄化槽の適正管理

浄化槽からの処理水質を維持するためには、設置した後の維持管理が重要になります。

浄化槽法において浄化槽の管理者には、定期的な点検・清掃及び法定検査の実施が義務づけられていることから、浄化槽の適正管理について啓発していきます。

## 第2節 水文化を守る環境にやさしい暮らし方の促進

### 1 家庭でできる生活排水対策の促進（ブルーリバー作戦の継続）

上石津地域における生活排水未処理人口の割合は、以下のとおり10%です。

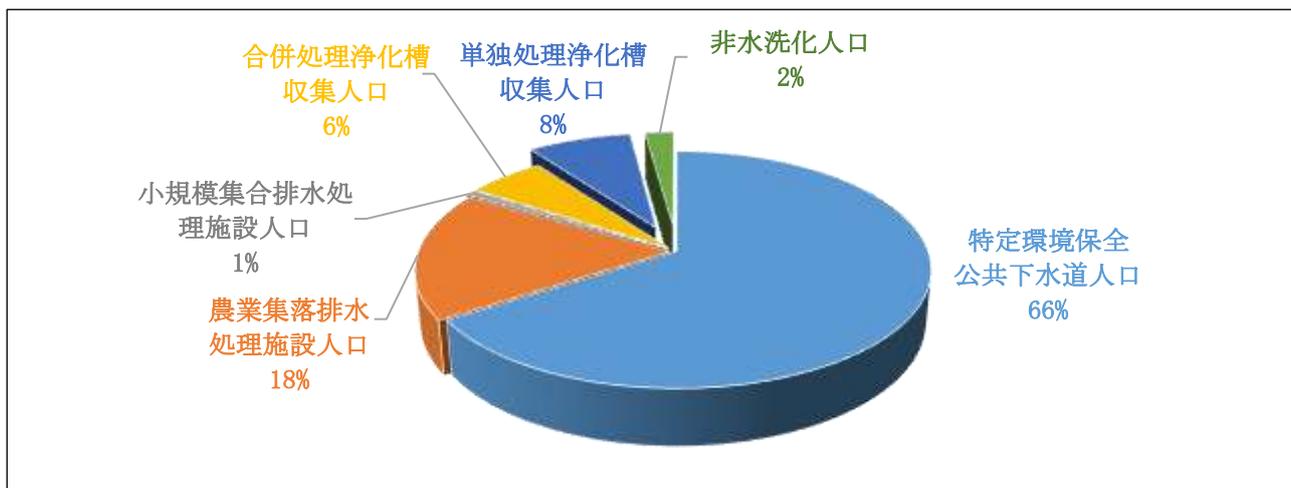
私たちは家庭で1日1人あたり平均210ℓの水を使用しており、その内訳を見ると40%がお風呂から発生しています。

また、し尿を除く生活雑排水が、全体の約80%を占めていることから、生活雑排水を未処理のまま流すことが水質汚濁の大きな原因になります。

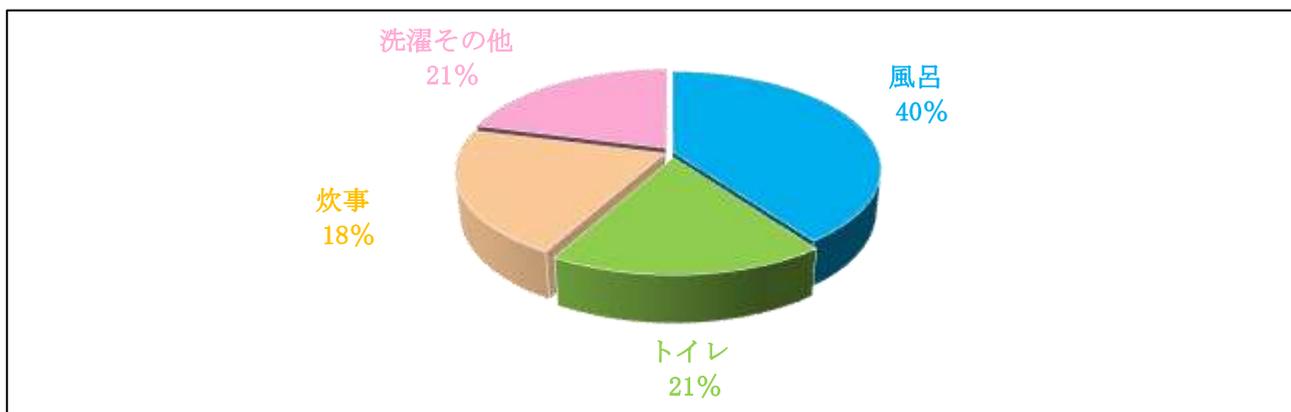
日常のちょっとした心がけが川をきれいにします。

小さなことでも一人ひとりが身近なところから取り組むことができるように、これからもブルーリバー作戦を継続し、家庭でできる生活排水対策について啓発活動を行い、取り組みを促進していきます。

〔生活排水処理形態別人口の割合（令和元年度：上石津地域）〕



〔家庭での水の使われ方〕



出典：東京都水道局「平成27年度一般家庭水使用目的別実態調査」

### (1) 台所での対策

- ① 目の細かい水切りネットを使用し、調理くずを流さないように工夫します。
- ② 揚げ物に使った油は、炒め物に再利用します。さらに残った油は、固化材や新聞等にしみ込ませて可燃物として燃えるごみに出します。
- ③ 汚れのひどい食器は、キッチンスクレーパーや紙等で拭き取ってから洗います。
- ④ 米のとぎ汁は、植木や家庭菜園などの水やりに利用します。
- ⑤ 料理の作り過ぎ、食べ残しが出ないように工夫します。
- ⑥ 洗剤は適量を使用し、使いすぎに注意します。

### (2) 洗濯・入浴時の対策

- ① 洗剤は計量カップを用いて適量を使用し、使いすぎに注意します。
- ② 汚れがひどいものについては、あらかじめ部分洗いするなどして、洗剤を極力使用しないように工夫します。
- ③ 風呂の残り湯を洗濯用として再利用します。残り湯は、翌朝でも温度を保っていますので洗浄力が高く効果的です。
- ④ シャンプー、リンス、歯磨き粉等も汚濁負荷の要因となるため、使用量を控えます。

### (3) その他の対策

- ① 洗車排水は、側溝などを通じて直接河川に流入します。洗車にはバケツを利用し、洗剤は控えめにします。
- ② 下水道が整備された地域では、早期に下水道への接続を行います。
- ③ 浄化槽を設置している場合は、定められている保守点検、清掃、法定検査を適正に行います。

## 2 水環境に関する意識の高揚

### (1) 環境教育の推進

近年の環境問題に対し、環境教育は非常に重要です。

エコ水都環境プランにおいても子どもの頃からの環境教育を目標に掲げており、小中学校においても体験学習が拡充されています。

現在も実施している各小中学校での取り組みや自然保護団体の活動の推進に加え、水生生物調査（カワゲラウオッチング事業）などの実践的な活動に、今後も積極的に取り組んでいきます。

#### 〔カワゲラウオッチング参加人数と調査結果〕

年度	時小学校 牧田川 時保育園南	水質 階級	牧田小学校 藤古川 萩原橋付近	水質 階級	多良小学校 牧田川 学校橋付近	水質 階級	一之瀬小学校 牧田川 一之瀬橋付近	水質 階級
H27年度	—	—	40人	I	13人	I	11人	I
H28年度	16人	I	32人	I	17人	I	—	—
H29年度	—	—	30人	I	16人	I	15人	I
H30年度	14人	I	15人	I	15人	I	—	—
R元年度	—	—	23人	I	11人	I	10人	I

※ 水質階級は環境省・国土交通省の水質判定によるもの

（I：きれいな水、II：ややきれいな水、III：きたない水、IV：大変きたない水）

### (2) 環境情報の提供

広報おおがきや市ホームページ等により、環境に関する情報を積極的に発信していきます。

また、各種イベント等を通じて環境情報を発信していくほか、河川清掃活動等の環境学習の機会に関する情報の提供に努めます。

### 3 その他水質改善策の推進

#### (1) 水質のモニタリング

河川の水質を把握するため、定期的な調査を継続していきます。

調査結果は、今後の対策を検討する資料とするとともに、市ホームページ等で公表することにより、市民にも周知していきます。

#### (2) 廃食用油の回収

家庭から排出される廃食用油を回収し、台所からの汚濁負荷の低減を図ります。

### 4 関連部局の調整・近隣市町との協力

牧田川には本市だけでなく、流域市町の生活排水や雨水等も流れ込むため、河川の浄化対策は、本市が単独で実施してもその効果を十分に得ることはできません。

流域全体の生活排水対策を推進するためにも、上流域の自治体と協力し、集合排水処理の普及などの取り組みを進めていきます。

### 第3節 汚濁負荷量の算定

生活排水対策を推進することにより削減できる汚濁物質の負荷量を明らかにすることは、この計画をより効果的に実施するため、また、計画の進捗を確認するために重要です。

そこで、河川水質の代表的な指標であるBODを対象にして、現況（令和元年度）及び将来（令和12年度及び22年度）の発生負荷量の算定を行いました。

上石津地域は、田畑の面積が他地域と比べて広大であるため、自然系のBOD汚濁負荷量が多い地域になります。

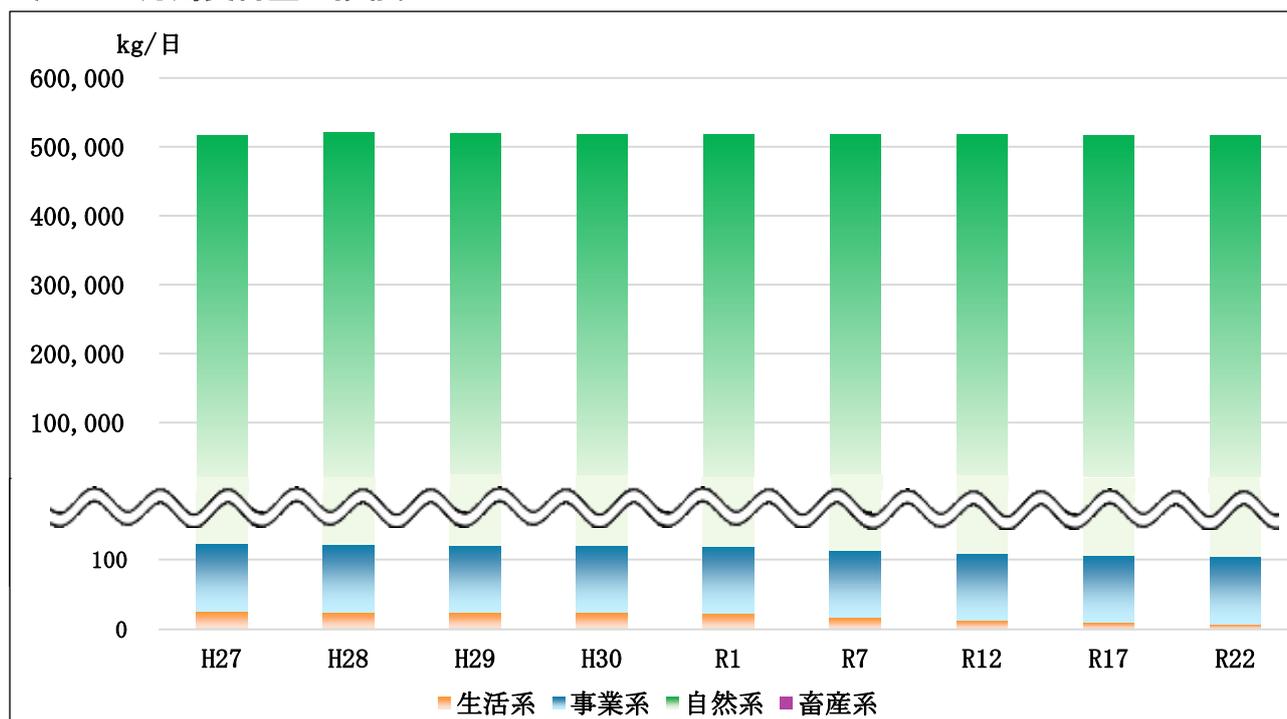
その中で、この計画の対象となる生活系の排出量は全体としては多くないものの、特定環境保全公共下水道や農業集落排水処理施設などへの接続、単独処理浄化槽や汲み取り便槽、自家処理から合併処理浄化槽への転換が進むことにより生活排水処理率が向上し、約16kg/日のBOD負荷量の削減が見込める予想です。

#### 〔BOD汚濁負荷量の算定結果〕

（単位：kg/日）

項目		実績	中間目標	目標年度
		令和元年度	令和12年度	令和22年度
生活系	特定環境保全公共下水道	3.6	3.6	3.6
	農業集落排水処理施設	0.2	0.2	0.2
	小規模集合排水処理施設	0.1	0.1	0.1
	合併処理浄化槽	1.3	2.9	3.7
	単独処理浄化槽	1.9	0.8	0.0
	雑排水	16.1	5.5	0.0
	計	23.2	13.2	7.6
事業系	届出事業場	96.2	96.2	96.2
自然系	水田	398,313.2	388,667.4	380,089.1
	畑	119,237.9	128,744.2	136,474.3
	計	517,551.1	517,411.5	516,563.4
畜産系	牛	0	0	0
	豚	0	0	0
	計	0	0	0
合計		517,670.5	517,520.9	516,667.2
令和元年度を100%とした割合		100.0	100.0	99.8

〔BOD汚濁負荷量の推移〕



## 第4節 計画のフォローアップ

計画の進捗状況を確認するため、定期的に現状把握を行い、目標の達成状況等についてフォローアップを行います。

その結果、進捗状況が十分でない場合は、必要に応じて対策を検討し、実施していきま

す。

また、計画の前提となる諸条件が今後の社会状況等と整合していることを継続的に確認し、大きな変更が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 資料

## 1 策定の経過

年月日	項目	内容
令和2年 6月15日	市議会総務環境委員会	・第2次生活排水対策推進計画（上石津地域編）策定趣旨の説明
10月 9日	大垣市環境審議会第1回会議	・前年度までの進捗状況の報告 ・第2次生活排水対策推進計画（上石津地域編）策定趣旨の説明
10月19日	大垣市環境審議会第2回会議	・第2次生活排水対策推進計画（上石津地域編）素案の審議
10月29日	大垣市環境審議会第3回会議	・第2次生活排水対策推進計画（上石津地域編）素案の審議
12月14日	市議会総務環境委員会	・第2次生活排水対策推進計画（上石津地域編）策定の審議経過の報告
令和3年 1月 4日 ～ 1月29日	パブリック・コメント	・第2次生活排水対策推進計画（上石津地域編）案の意見募集
3月15日	市議会総務環境委員会	・第2次生活排水対策推進計画（上石津地域編）案の報告
3月31日		・第2次生活排水対策推進計画（上石津地域編）の決定

## 2 大垣市環境基本条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第6条）

#### 第2章 環境の保全及び創出（第7条—第23条）

#### 第3章 環境審議会（第24条・第25条）

#### 第4章 雑則（第26条）

#### 附則

私たち大垣市民は、伊吹・養老・鈴鹿山系と揖斐・長良川水系の持つ良質で豊富な地下水や森林、里山など、美しい自然に恵まれ、その恩恵を享受してきました。また、洪水など水との戦いの歴史の中で、地域特有の輪中を形成し、自然と共存共栄する叡智を育みながら、歴史と文化の伝統を受け継ぎ、産業を発展させてきました。

しかしながら、私たちは、近年の社会経済活動の中で、生活の便利さや物質的な豊かさを追い求めるあまり、次第に環境に負荷を与え、その結果、地域の環境のみならず、自然の生態系にまでも影響を及ぼし、今や地球規模の環境を脅かしています。

今こそ、私たち自身も生態系の一員として、享受できる環境には限りがあるとの認識に立ち、良質な水と緑豊かな「水都・大垣」を誇りに思い、これを受け継ぐために、豊かな自然環境を保全するとともに、「暮らしを変えて、未来に夢を」を合言葉に、新たな生活様式を創出し、自然と共生する循環型社会の構築に努めなければなりません。

ここに、すべての市民が協働して、良好な環境を保全するとともに、持続的発展が可能な社会を創出し、将来の世代へと引き継いでいくため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び持続的発展が可能な社会の創出（以下「環境の保全及び創出」という。）について基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創出 生態系からなる環境の保全を図ることにより、人をはじめとする生物にとって良好な当該環境の状態を維持すること、及び地球にある資源を有効に利用するとともに、太陽光や風力等の自然エネルギーを最大限利用し、環境への負荷を最小限に抑え、生態系が持続できる社会を創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球規模の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (5) 循環資源 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）のうち有用なものをいう。
- (6) 循環型社会 製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合において、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については、適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- (7) 4R リフューズ（要らないものは断ること。）、リデュース（ごみの量を減らすこと。）、リユース（繰り返し使うこと。）及びリサイクル（再生資源に戻すこと。）をいう。

#### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創出は、市の社会、経済及び文化の持続的発展を推進するとともに、大気、水、土壤等からなる環境を良好な状態に保持することにより、市民の健康を確保することを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、すべてのものが環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、循環型社会の構築を積極的に推進しなければならない。

- 4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において、すべてのものが協働することにより積極的に推進しなければならない。

(市民及び市民活動団体の責務)

第4条 市民は、環境の保全及び創出に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他の者が行う環境の保全及び創出に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、その日常生活において、環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 3 市民は、製品の長期使用、リサイクル製品の使用及び循環資源の分別回収への協力により、循環型社会の構築に自ら努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に、参加、協力及び協働するよう努めなければならない。

- 5 市民活動団体は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に、参加、協力及び協働するよう努め、自ら環境の保全及び創出のための行動及び環境教育の推進を実践し、施策の提言をするよう努めなければならない。

- 6 市民活動団体は、市民及び事業者が参加できる機会の充実、体制の整備並びに情報の提供を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者（事業活動を行う個人又は法人をいう。以下同じ。）は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するため、自らの責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られ、資源が有効に利用されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の少ない原材料等を使用するよう努め、循環型社会の構築に努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に、参加、協力及び協働するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、環境の保全及び創出を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- (1) 公害及び災害の防止、廃棄物の削減、廃棄物の適正処分及び再利用、省資源、省エネルギー、居住環境の整備、秩序ある土地利用、歴史及び文化遺産の保存、景観の保全等生活環境及び都市環境に関すること。
  - (2) 森林の保全及び活用、地下水の保全、河川の浄化、緑化の推進、自然景観の形成、自然保護、野生生物の保護管理等自然環境に関すること。
  - (3) 4R、新エネルギー等資源の循環的な利用に関すること。
  - (4) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境全般に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関すること。
- 2 市は、自ら環境の保全及び創出への取組みを積極的に周知し、意識の啓発を図り、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）の参加の推進その他の必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、事業を立案又は施行するときは、この条例の基本的な考え方に従って、環境の保全及び創出に配慮しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創出

### （環境基本計画）

第7条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画及び環境実行計画（以下「基本計画等」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画等を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画等を定めるに当たっては、次章に規定する大垣市環境審議会（以下「審議会」という。）に諮問する。
- 4 市長は、基本計画等を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画等の変更について準用する。

### （年次報告の公表）

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び市が環境の保全及び創出に関して講じた施策をホームページ等を通じて公表し、当該施策について、市民等及び審議会から意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、市民等の環境の保全及び創出に関する行為についての情報を収集又は公表し、当該情報について、市民等及び審議会から意見を聴くことができる。

### （市の施策と基本計画との整合）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創出に配慮し、基本計画等との整合を図らねばならない。

### （推進体制）

第10条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を実効的かつ総合的に推進するため、市民等と協働し、推進体制を整備し、充実するよう努めなければならない。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民等が、環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、自ら活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進に努め、また、環境の保全及び創出に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 市は、環境の保全及び創出に関する教育及び学習並びに意識の啓発を推進する市民等に対し、環境の保全及び創出に関する指導を行うことのできる人材、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(自発的な活動の促進及び支援)

第12条 市は、市民等が行う環境の保全及び創出のための自発的活動が促進されるよう必要な措置を講じ、支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するものとする。

(環境に関する情報の提供)

第13条 市は、環境の保全及び創出に関する教育及び学習を推進し、環境の保全及び創出に関する意識を啓発し、市民等の自発的な活動を促進するため、市民等の権利及び利益の保護に配慮するとともに、必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(公害等の防止)

第14条 市は、環境の保全及び創出を図るため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、環境に配慮した公害防止協定の締結等、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第15条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創出に関する施策を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備)

第16条 市は、下水道及び廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全及び創出に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出のための事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステム及びグリーン購入基本方針を策定し、環境への負荷の低減を図るため、率先してグリーン購入を行うとともに、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用及び新エネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市民等が行う施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用及び新エネルギーの有効利用を促進するため、必要があると認めるときは、関係機関に要請その他の措置を講じなければならない。

3 市及び市民等は、資源の循環的な利用を促進するため、4Rを推進するものとする。  
(水環境の保全)

第18条 市及び市民等は、市内にある河川の水質保全及び水質向上に向け、必要な対策を講じなければならない。

2 市は、良質で豊富な地下水に恵まれた環境を保全するため、地下水の水質及び揚水量を把握するとともに、有効利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。  
(里山・緑の再生及び保全)

第19条 市及び市民等は、中山間地における里山と人間の暮らしとの結びつきを認識し、里山の再生及び保全に努めなければならない。

2 市及び市民等は、緑豊かな居住環境を形成するとともに、緑を守り、育て、生かすことを推進するものとする。  
(調査及び研究の実施)

第20条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、適正に実施するため、環境の保全及び創出に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めなければならない。

(広域的連携)

第22条 市は、環境の保全及び創出を図るため、広域的な取組みを必要とする施策について、国、県、他の地方公共団体、国際機関及び公共的団体等（以下「国等」という。）と協力して推進に努めなければならない。

2 市は、環境の保全及び創出を図るため、必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(環境保全のシンボル)

第23条 市は、環境保全のシンボルとして、市の魚及び市の昆虫を制定するものとする。

(環境審議会)

第24条 環境の保全及び創出に関する基本的事項を調査、研究及び審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、大垣市環境審議会を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本計画等の策定等に関すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創出に関する重要事項を調査、研究及び審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織及び任期)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 企業及び団体関係者

(3) 関係行政機関の職員（市職員を除く。）

(4) 市民公募による者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成30年3月27日条例第15号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### 3 大垣市環境審議会委員名簿

- 会長 永瀬久光  
副会長 後藤文夫

No.	区分	氏名	備考
1	(1) 学識経験者 (4人)	永瀬久光	岐阜医療科学大学薬学部教授
2		小林信介	岐阜大学大学院工学研究科准教授
3		坪井秀憲	大垣市小中学校校長会教科顧問 (青墓小学校校長)
4		横井香織	大垣女子短期大学音楽総合学科准教授
5	(2) 企業及び団体 (6人)	後藤文夫	大垣市連合自治会連絡協議会副会長
6		市川琴実	大垣市環境市民会議
7		加藤耕司	特定非営利活動法人まち創り理事長
8		志智一之	大垣市地下水対策会議会長
9		三輪正直	大垣商工会議所専務理事
10		渡辺貞子	大垣市女性団体懇話会書記
11	(3) 行政機関 (1人)	山本浩星	岐阜県西濃県事務所環境課長
12	(4) 市民公募 (2人)	市川諭嘉子	公募委員
13		戸川香	公募委員

**大垣市第2次生活排水対策推進計画  
(上石津地域編)**

令和3年3月

**発行** 岐阜県大垣市生活環境部

**編集** 環境衛生課

岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

**電話** (0584) 47-8574